

平成30年第1回東大和市議会定例会会議録第4号

平成30年3月1日（木曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（32名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	総務管財課長	岩本尚史君
職員課長	矢吹勇一君	総務部副参事	荒石恵美君
市民部副参事	岩野秀夫君	子育て支援課長	鈴木礼子君

子育て支援部 榎 本 豊 君
副 参 事
青少年課長 新 海 隆 弘 君
障害福祉課長 小 川 則 之 君
都市計画課長 神 山 尚 君
教育総務課長 石 川 博 隆 君
給食課長 斎 藤 謙 二 郎 君

保 育 課 長 宮 鍋 和 志 君
福祉部副参事 尾 又 斉 夫 君
健康課長 志 村 明 子 君
都 市 建 設 部 内 藤 峰 雄 君
副 参 事
学 校 教 育 部 吉 岡 琢 真 君
副 参 事
社会教育課長 佐 伯 芳 幸 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔3番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） おはようございます。日本共産党の上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1、学童保育所について。

①として、放課後子ども総合プランに基づく東大和市の行動計画について、取り組みの進捗と課題を伺います。

2、東大和市子ども・子育て支援事業計画中間見直し（素案）について。

①として、取り組みの進捗と課題を伺います。

3、子育て支援について。

①として、子ども食堂への支援について。

ア、市内の子ども食堂の現状とこれまでの市の取り組みについて伺います。

イ、東京都の補助金を活用した新たな支援策や、他市を参考にした取り組み等、課題について伺います。

②給食の無償化について。

ア、市の認識と他市の現状について伺います。

イ、今後の課題について伺います。

③児童扶養手当の毎月支給について。

ア、平成29年3月以降の国や東京都の動きについて伺います。

イ、市の取り組みと課題について伺います。

④就学援助について。

ア、小中学校の入学前支給への取り組みの現状と課題について伺います。

イ、制度のさらなる充実など今後の課題について伺います。

以上、壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行います。よろしく願いいたします。

〔3番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、放課後子ども総合プランに基づく行動計画の取り組みと課題についてであります。市では小1の壁をなくし、小学校に就学している児童が放課後等に安全安心に過ごせるよう、平成30年4月から新たに設置する民設民営学童保育所への運営補助を行うとともに、学童保育所と放課後子ども教室の連携を進めております。大きな課題であります学童保育所の待機児童の解消につきましては、さらなる民間活力の導入等を含めた

さまざまな方策を調査研究していくとともに、学童保育所の小学校内での実施につきましても、引き続き教育委員会との協議を継続してまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援事業計画の見直しについてであります。取り組みとしましては、国の方針に基づき東大和市子ども・子育て支援事業計画中間見直し（案）を作成し、平成30年1月末にパブリックコメントの結果の公表を経て、東大和市子ども・子育て支援会議の会長より答申をいただいたところであります。今後、東京都との協議を踏まえ、改定版として公表してまいりたいと考えております。課題につきましては、平成32年度から始まります第2期計画の策定に向け、子ども・子育てニーズ調査の実施を予定しておりますが、サービスマスをいかに的確に見込むかが課題であると考えております。

次に、子ども食堂の現状と市の取り組みについてであります。現在、市内では地域のボランティアによります南街2丁目協和三自治会集会所を会場とした南街こども食堂と、芝中住宅イー19号棟、集会所を会場とした芝中こども食堂がそれぞれ運営されております。市内の子ども食堂への支援につきましては、東大和市社会福祉協議会が補助等を行っております。市では、それぞれの子ども食堂の主催者からの依頼に応じ、市の関係施設でのポスター掲示やチラシの窓口設置などの協力を行っております。

次に、東京都の補助金を活用した新たな支援策や他市の取り組み、課題についてであります。東京都の補助金につきましては、平成30年度東京都予算案では新たに子ども食堂推進事業が予算計上されております。子ども食堂の安定的な実施環境の整備や、地域に根差した活動の支援を目的として、子ども食堂の運営を支援する区市町村に対し、補助を実施するとされております。他市の取り組みにつきましては、当市の子ども食堂と同様に、地域のボランティアによる主体的な活動が多いと聞いております。課題につきましては、地域のボランティアを中心とした運営の独自性や柔軟性が継続して発揮できるような、市の支援のあり方が課題であると考えております。

次に、給食の無償化についてであります。学校給食法では学校給食に必要な施設及び設備、運営に要する経費は公費で、食材費は保護者が負担することとされております。給食の無償化につきましては、多額の財源の確保が課題であるため、現時点では予定しておりません。また、現在、多摩地区各市において、無償化を検討しているとの情報は入手しておりません。引き続き国や東京都への補助や、他市動向などの情報収集に努めてまいります。

次に、児童扶養手当についてであります。手当の支給回数につきましては、平成31年11月の支給から現行の年3回から年6回に見直す検討がされており、今後、児童扶養手当法の改正が通常国会で審議される予定とのことであります。課題につきましては、法改正に伴うシステム改修にかかる費用や、隔月の支払い業務に変更となるための業務量の増加等への対応が課題であると考えております。

次に、就学援助事業における入学前支給への取り組みについてであります。市では制服代やその他準備品に費用がかかる新入学時の学用品費について、支給時期の前倒しを行い、平成29年度から平成30年度に入学する新中学1年生を対象に実施いたしました。平成30年度から平成31年度に入学する新小学1年生を対象に、新入学学用品費の前倒し支給を実施してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、就学援助事業の充実等についてであります。認定基準につきましては平成28年度から引き上げを行いました。新入学学用品費につきましては、平成29年度から支給単価を増額しました。現在、入学前支給の導入も順次進めて、制度の充実等に取り組んでおります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、就学援助事業における入学前支給への取り組みについてであります。市では制服代やその他準備品に費用がかかる新入学時の学用品費について、支給時期の前倒しを行い、平成30年度に新中学1年生となる児童を対象として、本年1月の支給分から開始いたしました。これによりまして、就学前における保護者の経済的な負担の軽減に寄与できていると考えております。また、新小学1年生に対する新入学時学用品費の前倒し支給につきましては、今般の新中学1年生における実績を検証し、他市での実施状況等も確認しながら、平成30年度に開始できるよう着実に準備を進めてまいります。

次に、就学援助事業の充実等についてであります。認定基準の倍率につきましては、平成28年4月から収入ベースで生活保護基準の1.3倍から1.45倍に引き上げを行っております。新入学時の学用品費につきましては、平成29年7月支給分から、小学1年生を従来の2万470円から4万600円に、中学1年生を2万3,550円から4万7,400円に増額して支給しております。なお、PTA会費と支給項目の拡大につきましては、引き続き他市の動向も注視しながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問を行います。

まず1番の学童保育所について、①の放課後子ども総合プランに基づく東大和市の行動計画について伺います。

今回は、前議会でも取り上げました小学校内での学童保育所の実施について中心に質問させていただきます。放課後子ども総合プランに基づく東大和市の行動計画では、平成31年までに市内の学童保育所のおよそ半分を小学校内で実施するとしています。前議会からの進捗についてなんですが、実施計画では来年度、小学校2校で学童保育所を実施するとされていて、2,400万円という金額も書かれていたかと思うんですけども、来年度予算案には計上されていないようですので、この理由について教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 学童保育所につきましては、喫緊の課題であります待機児童の解消を優先して施策を進めていくこととしておりますことから、当初予算の計上は見送りました。今後も放課後の児童の安全安心な居場所づくりのため、学校施設の有効活用につきましては、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） どの学校でやるのか決まり次第、補正予算等でやっていくということなのかどうか確認させてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 施策の優先順位に応じて、適切な時期に予算計上を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） では、現在、具体的に協議を進めている学校はあるのか、あるとすればどの学校になるのか教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 現時点では具体的な協議を行っておりません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 前議会のときには、協議を進めている学校の1つとしまして、六小で案として示されたものが情報提供されたということもあって、この場でも質問させていただいたんですが、その前議会の時点で協議中だった学校についても、現在は一旦保留ということになっているという理解で間違いないのかどうか、確認させてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 国の放課後子ども総合プランに基づく市の行動計画の推進を考慮しながら、当面は待機児童の解消を優先した施策を進め、学校施設の有効活用につきましては、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 実施場所につきましては、前議会でも、今、一旦保留ということですが、実施場所について校舎内に余裕教室がない場合は、校庭など小学校敷地内に余裕がある場合は、独立した学童保育所の施設を建てる検討をするべきだということも、前議会のときに要望しました。小学校内で学童保育所を実施すること自体は、保護者の願いでもあると思いますし、児童の安全を考えても、私としてもぜひ進めたいと思っていますが、その際には学童保育所としての十分な設備を整備すること、また学校教育の機能低下を招かないこと、学校と学童、双方の機能を両立させることが絶対に必要な条件であると、前議会の際にも子育て支援部長、学校教育部長にそれぞれ確認させていただいたんですが、その考えに変わりはないのかどうか確認させてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 特に変わりはありません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

その上で、学童専用区画について認識を確認しておきたいんですが、前議会で放課後子ども総合プランでは、既に学校の用地として活用している余裕教室でも、学校教育の目的に使用していない放課後等の時間帯については、学童及び放課後子ども教室の実施場所として、一時的な利用を積極的に促進するように示されており、また国の示している放課後児童健全育成事業の中では、専用区画や設備及び備品については、事業を開所している時間帯を通じて、専ら当該事業の用に供するものでなければならないが、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではないというふうに書かれていて、これらのことを踏まえると一時的に使うことができないということにはならないと、そういう御答弁が、市はそういう認識しているという御答弁があったかと思えます。これは学童保育所として、専用区画を設けつつも、一時的にその一部を放課後子ども教室でも使えるようにすることを想定しているのか、もしくは今あるランドセル来館のように、昼間は教室として使われている場所を、放課後、学童保育所というふうにしてしまうのか、このどちらを想定されているのか確認させてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 放課後子ども総合プランには、学童保育所としての生活の場と放課後子ども教室を実施する場の両方を確保することが重要であると示されていることから、学童保育所の専用区画とは別に、放課後子ども教室の実施場所を設けることが基本だと考えます。ただし、学童保育所事業に支障がない場合は、学童保育所の一部を放課後子ども教室の実施場所として使用できるものと考えております。また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、学童保育所を開所する時間につきましては、専用区画を設けることとしておりますことから、基準に即した適切な運営を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 今、支障がない場合ということでおっしゃってたんですが、例えばその支障がない場合というのは、どういう状態のことを指すのか、具体的に教えてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 学校施設内で放課後子ども教室、今実施しておりますが、学童保育と共有で活動する、それで双方の連携ができ、実施回数をふやせるものと考えております。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) もうちょっと具体的に、例えばその専用区画、学校、校舎内とした場合、教室一部屋分、二部屋分と違ってあると思うんですけど、それが学童保育所としてあった場合、具体的にどういう場面であれば、放課後子ども教室を実施できると想定されてるのか、もう少し具体的に教えていただければと思います。

○青少年課長(新海隆弘君) 例えば部屋を2つ確保できているとしたら、その1つの部屋を学童保育所の専用区画、もう一つを放課後子ども教室の共有の場所として活用したりですとか、1つの部屋だとしても、そこをうまく専用の場所と共用の場所に分けることで、活動に支障がなければ可能であると考えております。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 二部屋、仮に使ってない教室があつて、そこを使えるというのであれば、その一部屋、放課後子ども教室をやってる時間帯は、そこを共有できるというのはあるかなと思うんですけど、一部屋をちょっと割るというのはどういう、よほどしっかり割らないと専用区画としては、ちょっと不十分かなというふうに思います。

放課後子ども総合プランの省令基準に関するQ&Aというのがあるんですけども、それにQがありまして、小学校内で放課後児童クラブを実施しており、クラブ専用室を1室、その他、一般の児童が利用できる部屋を1室から2室、設けているが、どこまで専用区画と考えればいいのかという質問があるんですけども、それに対しまして省令基準の第9条第1項に規定する専用区画とは、遊び及び生活の場としての機能並びに専用するための機能を備えた区画をいい、遊び及び生活の場とは児童にとって安心安全であり、静かに過ごせる場所をいう。このため、上記に該当する限り、クラブを利用する児童以外の児童とともに、遊びや生活の場所を過ごすことも考えられるが、全ての児童を対象としたプログラム等を実施する際には、専用区画のほかに必要な場所を活用するなど、放課後児童クラブの児童の生活の場であることに、十分な配慮が必要であるというふうに書かれています。

この場で放課後児童クラブというのは、いわゆる学童保育所のことですので、この場でも何度も申し上げてるんですが、学童の子供が放課後子ども教室を利用しないということも想定できると思いますので、少人数で遊んだりですとか、1人でゆっくり読書をしたり、体を休めたいというお子さんも当然いると思いますので、学童の子供たちの生活の場としての機能をしっかり確保していただきたいというふうに思います。

また、前議会では小学校敷地内の独立施設について、検討はしていないという御答弁だったんですけども、その後、検討されたのかどうか確認させてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 特に具体的な検討は行っておりません。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) なぜ検討されていないのか、確認をさせてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 学童保育所の喫緊の課題であります待機児童解消に向け、総合的な観点で、さらなる民設民営の導入や学校施設の有効活用につきまして、調査研究をしまいたいと考えております。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 待機児童解消って、本当に喫緊の課題であると私も認識しております。以前も質問させていただきましたけれども、学童保育所を小学校内で実施するというにするとしても、現在、児童館とかでやっている学童保育所については、私は待機児童がいる限りは残してほしいというふうに思ってます、小学校内での実施というのは、もちろん先ほども言いましたけど、保護者の方、安心ですし、いい面はすごくたくさんあると思うんですけども、一方で今児童館でやってる学童保育所というのも、私はすごくいいなと思ってます、学童保育所の場所以外でも児童館に遊びに行けたり、また児童館に遊びに来てるお友達と会って一緒に遊べたりということができたりして、それはそれで私はすごくいいなというふうに思ってますので、待機児童解消という点についても、学童保育をふやすということについても、双方のことからも、やはり学童保育所ふやしてほしいというふうに思いますので、ぜひ引き続き検討を、そういうことも含めて、独立施設を建てるということも含めて、検討をしていただきたいというふうに思います。

独立施設を建てる場合でも、国と都の補助金を使えば、実施計画で計上されている1校、1,200万円という金額と余り変わらない金額でできるのではないかということは、前議会でも具体的な補助金ですとか、小平市の例を示して述べたとおりです。独立施設についても、ぜひ待機児童解消ということもあわせて検討していただきたいと思うんですけども、市の認識を伺います。

○青少年課長(新海隆弘君) 学校施設及び用地の有効活用も含めまして、あと費用対効果も含めまして、総合的な観点で、今後、調査研究をしてみたいと考えております。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 保育園のほうでも、ニーズがすごく見込みよりもふえているというようなお話もありますので——先日あったかと思しますので、その子たちが、そのまま学童に行くというふうに考えると、やはり学童保育所の需要というのも、今後まだまだ減っていかないのかなというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

お隣の小平市と、あと武蔵村山市でも、この数年の間に小学校敷地内に独立した学童保育所をつくっているみたいですので、ぜひ予算的にどのぐらいかかるのであるとか、どういうことが課題にあるのかとか、そういうことを含めて検討を進めていただきたいというふうに思います。

この項目、最後になるんですけども、学童保育所と放課後子ども教室の連携について、来年度、新たに連携が始まる学校や、連携の時間がふえるなど拡充の予定があれば教えてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 学童保育所と放課後子ども教室の連携につきましては、既に3カ所で実施しております。平成30年度からの新たな連携できる学校については、今検討を進めてるところで決定してるものはありませんが、放課後子ども教室のスタッフや学校と協議、調整をしてみたいと考えております。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 来年度、新たに連携できる学校については、まだ具体的に決まってないということで理解したんですけども、学童保育所に行ってるお子さんは、今連携してない学校では放課後子ども教室は使えないということになっていて、学童に行きながら放課後にも行きたいという要望はすごく多いところだと思いますので、ぜひ連携する学校をふやしていただきたいというふうに思いますが、現在、課題となっていることはどういうことがあるのか教えてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 連携した場合に、連携による利用児童数がかかなりふえます。利用児童数の増に

じた人材や場所の確保が可能となるよう、学童保育所の職員や放課後子ども教室スタッフ、あと学校間での協議及び調整を図ることが必要であると考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 以前、質問をさせていただいた際にも、コーディネーターさんとかスタッフの方の募集に苦慮しているという御答弁もあったかと思うんですけども、ボランティアありきということではなくて、お子さんを見るということで、ある程度、責任のある仕事だと思いますので、責任に見合った報酬を出すとか、そういうことも含め、いろいろな可能性を探っていただきたいと思います。

この項目については以上です。

続きまして、2番の東大和市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて伺います。

最初に、この事業計画の中間見直しを行うに至った経緯と見直しを行う目的について、簡単に確認をさせていただきます。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 中間見直しを行うに至った経緯でございますけれども、国から計画の中間年の見直しのための考え方、作業の手引と言われておりますが——が示されたところでございます。その手引によりますと、国が定める市町村子ども・子育て支援事業計画にかかわる基本指針において、計画に定める見込み量と実績値に大きな乖離がある事業がある場合には、適切な基盤整備を行うために計画の見直しが必要とされておりました。当市におきましても、見直しの必要がある項目等がございましたことから、東大和市子ども・子育て支援会議に諮問を行ったところ、見直すべきという御意見をいただきましたため、見直しを行うことを決定したものでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） この中間見直しについては、昨年6月でも、この場で取り上げて質問させていただいたんですが、計画の量の見込みと実績値に乖離がある場合は、実態に合った形で見直しをしてほしいということで要望をしました。市長答弁で、第2期の計画策定に向けてニーズ調査も今後予定しているということでしたので、今回は主に幼稚園、保育園の定員確保について、認定区分ごとに質問をさせていただきたいと思ます。

まず、1号認定の3歳から5歳の幼稚園のお子さんなんですけれども、こちらについては当初の見込みよりも実績値が低いようですので、今ある現存している幼稚園や認定こども園で定員確保が可能と市は考えていると、そういう認識で間違いないでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 1号認定のお子様につきましては、当初、子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました平成27年3月当時に見込みました量の見込みよりも実績値が低くなっております。このため、現存している幼稚園、認定こども園さんで定員確保が可能と考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 続いて、2号認定の3歳から5歳で保育の必要性ありのお子さんなんですけれども、こちらは認可保育園の定員拡大と小規模保育事業の新設等、また幼稚園の一時預かり等により、平成30年度、31年度に1,500人以上の定員を確保すると書かれています。表を見ますと、量の見込みを上回ってるということで、そういう方策が書かれているというふうに思います。

確保の方策としましては、認可保育園の定員拡大と小規模保育事業の新設等、また幼稚園の一時預かり等で確保することなんですけど、先日の代表質問に対する御答弁でも、市の見込みに対して保育を希望する方

が大幅にふえているということだったかと思えます。

また、3号認定も一緒に質問しますが、ゼロ歳の保育の必要性あり、3号認定のお子さんですけれども、こちらについては以前にもこの場所で御紹介したと思うんですが、保育研究所という機関が調査したものによりますと、就学前児童の保育状況を2003年と2015年で比較したものとによると、2003年から2015年のゼロ歳児の保育利用というのは約2倍になっているようで、ほかの年齢と比較しても、特にゼロ・1・2歳で需要がふえているという調査結果が出ています。この傾向は、私はまだしばらく続くと考えますので、現在、市が行っている今ある認可保育園の定員拡大と小規模保育所の新設では限界があるのではないかとthink思いますが、この点について市の認識を伺います。

○保育課長（宮鍋和志君） 今後の保育需要の推計につきましては、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しで上方修正したところでございます。しかしながら、その一方で国による幼児教育、保育の無償化の取り組みなどへの期待から、今後、想定以上に保育需要の高まりを喚起する可能性もあるため、今後の動向をより一層注視していく必要があると考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 2月23日付の日経新聞電子版でも、女性が出産、育児のために職を離れ、30代を中心に働く人が減る、いわゆるM字カーブ現象というものがあるんですけれども、これがほぼ解消しつつあるということで報道がされていました。総務省が1月下旬にまとめた最新の労働力調査によれば、2017年は働く女性が69.4%、約7割ということで、過去最高を記録し、また海外を含めても歴史的に珍しいペースで上昇しているということでした。実質賃金も下がる中で、共働きをせざるを得ないという御家庭もふえていると思えます。今後この傾向、保育需要というのがふえるという、ふえ続けているという傾向は、まだ続くと思われまますので、市としてもおくれをとらずに定員確保に努めることが求められていると考えています。

そこで、大幅な定員確保の方策として、以前から何度も要望してはいますが、認可保育園の増設ということに政策を転換する必要があるのではないかとthink思いますが、市の認識を伺います。

○保育課長（宮鍋和志君） 女性の就業率の増加とか、国の幼児教育、保育の無償化への取り組みなどへの期待といった社会情勢を踏まえまして、市の将来的な保育需要や民間保育園の事業継続性、施設整備にかかわる財政負担、公と民との適切な役割分担等、こういうのを総合的に検討していくことが必要であると考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 認可保育園の継続できるかという、そういうこともあるとは思いますが、

ごめんなさい、ちょっとこの話は後でもう一度しますので、ちょっと一旦、違う話に戻します。

小規模保育所についてなんですが、先日の市長の施政方針では、現在、保育士の確保に努めており、体制が整った時点で開設するということで、当市だけのことではありませんけれども、保育士さんの確保、今本当にどこも苦慮していると聞いています。その一方で、2016年に北区で公立保育園の定員拡大、新設を行った際に80人の保育士を募集したところ、80人の募集に対して537人の応募があったということです。このことから、処遇が安定していれば保育士不足というのは解消できるということは、もう明確ではないかと思えます。その定員拡大という点でも、保育士不足解消という点でも、また先ほどの民間の保育園の継続ということを考えても、公立保育園の定員拡大をすることで、市の保育実施責任を果たすべきではないかと思いますが、その点についての市の認識を伺います。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育園の定員につきましては、民間事業者による認可保育園の移転、建て替え、それから小規模保育所の新設等により定員拡大に努めてきております。将来の公共施設の適切な配置を考慮しながら、今後も民間活力の導入等を含めまして、公と民との適切な役割分担等、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 市がこの間、保育の定員拡大を毎年、頑張ってもらっていただいているということは評価をしていますし、また小規模保育所についても、現在全てA型で、また連携先の認可保育園を確保しているということも評価しておりますが、今後もふえ続けるとされる保育需要に対し、児童福祉法24条に明記された市の保育実施責任を果たすというためには、やはり大幅な定員増を図る必要があると思いますので、ぜひスピード感を持って対応していただくということを強く要望いたします。

また、この中間見直しのところ、学童保育所についても、待機児童対策としてランドセル来館事業にて補うというふうにあるんですけれども、こちらも以前から要望しておりますとおり、抜本的な対策である学童保育所のそのものの増設ということを強く要望いたします。

最後に、この中間見直し案に対するパブリックコメントについて、私も読ませていただいたんですけれども、どのような意見があったのか、概要を教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 平成29年11月の1カ月間、パブリックコメントを実施したところでございます。市民の方、1名から5件の御意見をいただいたところでございます。御意見の概要でございますが、家庭保育をしている保護者への支援や横のつながりが持てる支援、学童保育所の利用状況や民間活力の導入、乳児全戸訪問事業における対象家庭等についての御意見等がございました。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） このパブリックコメントに対して、市はどのような対応をするつもりであるのか教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 今回いただきました御意見につきましては、一部を反映させていただいたところでございます。そのほかの御意見につきましては、次期計画の策定時に参考とさせていただきたいと考えてるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） その1点、具体的に反映した部分というのはどちらになるのか、確認をさせていただきます。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 学童保育の待機児童の見込み数に乖離がございましたことから、平成30年4月に民間学童保育所を2カ所、所在地は同一建物でございますが、開所するとともに、待機児童の解消を引き続き検討を行うとしたものでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） わかりました。

これから第2期の計画策定にも入っていくと思いますので、ぜひ子育て世帯のニーズ調査も行うということですので、子育てされている御家庭のニーズをしっかりと把握していただいて、それを計画に反映させるということを要望いたしまして、次の項目に移りたいと思います。

続きまして、3番の子育て支援について。

子ども食堂への支援について伺います。

まず、子ども食堂の必要性について市の認識を伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子ども食堂ですね、子供がひとりで食事をとる、いわゆる孤食の問題や、保護者の不在等の生活状態が貧困の状態にあるという状況への地域への取り組みとして、子ども食堂が各地で展開をされていると認識しております。また、貧困対策のみを目的としているものではなく、子供の居場所づくりや孤立化防止、地域における子供の支援や交流の促進といった位置づけで、活動として広がっているということも認識しているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 市としても、子ども食堂の必要性を認識しているという理解で間違いがないかどうか確認させてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子ども食堂の必要性につきましては、子ども食堂を始めたいという方の思いや視点ですね、それとその地域の状況などによって変わってくるのではないかなと考えております。全国の子ども食堂では、地域から始まった子ども食堂と、あと県など自治体が補助金を出すとして設置するものが見受けられております。東大和では、民間から始まった子ども食堂が社会福祉協議会との連携で地域に根を張りつつあると考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ちょっといまいち、わかんなかったんですけど、必要性がないと思ってるわけではないけど、積極的に推進してないって、そういう理解でしょうか。ちょっともう少し教えていただいてもいいでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） その子ども食堂を始めたいと思われる方の思いというのが、やはり片っぱにはあると思うんです。地域に、例えば孤食とか貧困でというお子さんがいらっしゃるというところで、その思いと状況がマッチングすると、必要性が発生してくると思うんですけれども、子ども食堂をやりたいと思われる方の地域の実情とまたかけ離れた思いが別にあったりすると、なかなか難しい場合があるのではないかと考えております。

○3番（上林真佐恵君） 済みません、ありがとうございます。何となくわかりました。

私も、その地域によって必要性あるということがあれば、それを後押ししたいと、そういうふうに理解しました。市から強制的にやるものではないというような、そういう認識ではないかなというふうに思いました。私も基本的には、そうかなというふうには思っています。

次の質問ですけれども、現在、社会福祉協議会が補助を行っているとの市長答弁だったんですけども、この補助についての詳しい内容を教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 社会福祉協議会では、東大和市社会福祉協議会、ふれあいなごやかサロン等活動費助成事業実施要領に基づきまして、子ども食堂の活動におきましては年度当初の4月に各団体に運営費として最大6万円を助成しております。使用用途に定めはありませんが、食材費と会場の借り上げに使用されているということでもあります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 使用用途に定めがないということですので、運営される方にとっては大変使いやすい補助であるかなというふうに思います。

以前、向原地区でも子ども食堂の開設の計画があったようなのですが、実現には至らなかったということもありました。ほかにも子ども食堂をやってみたいというような、市民の方からの相談等は市のほうにあるのかどうか確認させてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 社会福祉協議会及び市への開設等についての具体的な御相談は、この間ありませんでした。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 子ども食堂、最近、テレビとかでも取り上げられるようになって、認知度もあるかなというふうに思うんですけど、やってみたいなという声をちらほら私も聞いたりはするんですけども、なかなか実現する——実際にやるとなると難しいのかなというふうに思うんですが、市民が子ども食堂を開設して運営していくに当たって、どのようなことがネックになっていると考えるのか、市の認識を教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 市民の方が子ども食堂開設に当たり、会場の確保、あるいは開設用の調理器具や什器の調達、保管場所、食材と運営資金の確保や見通し、継続的な活動のための人材確保など、やってみようという気持ちがあっても継続してやっていくというところでは、ボトルネックになっていると考えております。

○3番（上林真佐恵君） まさにそのとおりで、やってみようという気持ちはあっても、いろいろその必要な場所ですとか物ですとかを確保して、またそれを継続してやっていくということになると、なかなかやっぱり人の問題もありますけれど、大変な難しい現状があるのかなというふうに思います。

ここで、イの東京都の補助金を活用した新たな支援策というところに移りたいと思うんですけども、市長答弁でもありましたが、東京都の新たな子ども食堂推進事業について、具体的な内容を教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子ども食堂の運営を支援する区市町村への補助となっております。子ども食堂の活動1回当たり1万円ということで、月に2回を想定しております、1食堂当たり年間24万円を上限としております。平成30年度から3年間は10分の10の補助率で、これを過ぎますと2分の1の補助となっております。対象経費といたしましては、子ども食堂の運営に必要な経費で、人件費は対象外となっております。条件といたしまして、地域の子ども食堂が情報共有を行うための連絡会を区市町村が設置し、この連絡会に参加することを対象の条件としております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） まだ、これ確定の情報ではないのは承知してはいるんですけども、もしこの東京都の推進事業というのが始まった場合、社会福祉協議会の補助というのは今後も一緒に使えるものなのか、そのあたりを教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 東京都の補助金の運用の詳細につきまして、現在まだ東京都のほうで検討を進めているというところでありまして。市では、今後、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、両方使えるようになってくれたら一番いいなというふうに思いますので、機会を捉えて、ぜひそのあたりは要望もしていただきたいなというふうに思います。

昨年ですが、会派で明石市の子育て施策について視察をしてきました。子ども食堂の取り組みについては、昨年の3月議会でも御紹介させていただいたんですけども、明石市では子ども食堂を地域における気づきの拠点として位置づけ、全市に展開をする。各小学校区に最低1カ所ずつ、子ども食堂がある状態を目指すとい

うことで、全ての子供が対象というのが特徴だと思います。食事の提供ということだけではなくて、一緒に遊んだり学んだり、全ての子供が気軽に立ち寄れる放課後、放課後、ちょっと遅い時間ではないかと思うんですが、気軽に行ける場所を目指してるということです。私も子供の貧困対策というのは、全ての子供に対する支援を底上げすることが必要だというふうに思っています。

明石市では、1回につき1万円から2万円、これ何か手づくりだと2万円、買ってきたお弁当とかだと1万円という何か違いがあるみたいなんですけど、また年に1回は5万円、また食品衛生責任者養成講習会、これの受講料の実費として8,000円という補助を行っています。

当市でも、今後、都の補助金も利用しながら、さらにやってみたいという方へのバックアップができるような、何か市独自の支援ができないかと思うんですが、この点についていかがでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 東大和市での子ども食堂につきましては、地域における社会福祉協議会との連携が定着してまいりましたことから、今後もその動向を見守り、地域のボランティアの皆様による活動の独自性や柔軟性を損なわない方向で、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 昨年も紹介したかもしれないんですけども、明石市の取り組みというのは大変柔軟でして、場所もひとり暮らしの高齢者のお宅を借りて、近くの学生、大学生とかの学生の方が運営して、学習支援なども同時に行ったりですとか、あとホテルの、ビジネスホテルのレストランを使う形であるとか、あと居酒屋さんですね、そういうところを使う形であるとか、本当にやってみたいと思う市民の方が、気軽にということではないんでしょうけれども、自分のあるそういう条件の中でやれるというような、何かそういう柔軟な取り組みで、私も大変びっくりしたんですけども、当市でも東京都の新たな補助制度と合わせて、それやってみたいという気持ちのある市民の方に対して、東京都のそれだけではなくて、市独自の何か支援策、拡充していただきたいなというふうに思います。

地域の子供たちの居場所づくりという点で、やはり今、不審者とかもよく聞きますし、その貧困対策ということだけではなくて、市内の子供たち、みんなが気軽に立ち寄れる場所というのが、もっとふえたらいいなというふうに思いますので、そういう市民の方、いらっしゃると思うので、ぜひ市としても強力なサポートをお願いしたいと思います。

この項目については以上です。

続きまして、給食の無償化について伺います。

まず必要性についてなんですけれども、市の認識を確認したいと思います。子供の貧困が深刻する中で、最近では栄養格差というものがある存在しているということが明らかになりました。この栄養格差とは何なのか、市の認識を確認させてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 栄養格差についてでございますが、世帯の所得の違いなどによりまして、摂取する栄養の質、量などにつきまして格差が生じていることを指すものと認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） こちらですね、私も調べたんですが、新潟県立大の村山伸子教授らの調査によれば、低所得層の子供はそうでない子に比べ、成長に欠かせないたんぱく質や鉄の摂取量が少ないなど、栄養面の格差があることがわかったそうです。差は主に給食のない週末に生まれ、栄養格差解消は給食頼みであることが示されたということです。週末に食事がわりにアイス1本というケースもあったということですが、特に栄養

格差は主に給食のない週末に生まれ、栄養格差解消は給食頼みであるということが示されたという点が重要だと思います。全国では、給食のない夏休みに何キロも痩せてしまうという子供がいるという実態も報告されてまして、学校給食が子供の食のセーフティネットの役割を果たしているということも、この調査によって裏づけられたのではないかと思います。当市におきましても、子供の貧困対策の一つとして、給食費の補助、就学援助の中で行っているかと思うんですけども、現在、市内の何%の方が利用されているのか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 給食費につきましては、世帯管理ではなく個人管理をしております、直近で6,593名中753名、約11.4%でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） また、給食費が未納になっている方がどのぐらいいらっしゃるのか。また、その理由について市はどのように認識されているのか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 未納についてでございますが、現年分といたしましては264名、未納の理由につきましては、戸別訪問や電話連絡などで連絡がとれている方、そういった方につきましては口座への入金を忘れていた、支払いを忘れていた、給食を払うということに対する意識の低下があるなどと認識してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 連絡とれない方もいるということなんです、給食費は子育て世帯にとって大変負担が重く、つい後回しにしてしまって、未納につながっているケースも少なくないのではないかというふうに思います。給食費の世帯当たりの負担なんですけれども、例えば小学生お二人、低学年と高学年の御家庭、小学生3人、低学年、中学年、高学年で1人ずつという御家庭、また小学生1人、高学年のお子さんと中学生1人のお宅、最後に小学生お二人、中学年、高学年と中学生お一人のお子さんがいる家庭では、給食費は年間幾らになるのか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 給食費、年間でございますが、学校の行事などによって給食がない場合などは減額をしてるところでございますが、基本の額で計算いたしますと、小学生2人、2年生と5年生、こういった場合には年間で9万5,400円、小学生3人、1年生、3年生、5年生で各1人ずつ、その場合には14万1,480円、小学生がお一人、5年生と中学生がお一人の場合には10万6,320円、小学生がお二人、4年生と6年生、それと中学生がお一人の場合には15万3,720円となっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） これ実際に私が知っている御家庭のケースを挙げたんですけども、重い負担だと思います。年子で中学生2人とかってなっちゃう御家庭もありますので、本当にこれ負担、重いなというふうに思ってます。総務省の調査によりますと、2012年から2016年における年齢別の実質給与年収は、35歳から39歳で10万7,000円の減、40歳から44歳で17万7,000円の減となっているそうです。小学生、中学生のお子さんがあるような子育て世代の給与年収が、この4年間で十数万円も下がっているという中、年間10万円から15万円の負担というのは、やっぱり本当にこれ重いなというふうに私も思っています。しかも、お子さんの数だけ負担が重くなるわけですから、少子化が深刻する中、産めば産むほどお金がかかるということになってます。もちろん給食だけではないですけども、産みたくても産めないというのが、今の子育て世代の方の実情であるのではないかなというふうに思います。

市長答弁で、学校給食法について触れられていましたが、第11条で経費の負担関係について規定されています。これは保護者の負担を軽減するために、給食費を予算に計上し、保護者に負担することを禁ずるものなの

かどうか、確認をさせていただきます。

○給食課長（斎藤謙二郎君） こちらにつきましては、原則を定めたものでございまして、補助の禁止を規定しているものではないと認識はしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 済みません、今「給食費」と言っただけなんですけど、正しくは「食材費」です。補助の禁止を想定しているものではないということですし、私はそもそも学校給食というのは教育の一環であるというふうに思っているんですけども、その点について市の認識を伺います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 学校給食につきましては、生きた教材として食育の推進にも活用しているところでございます。そういったことで、教育の一部を担うものと認識をしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） また、平成17年に施行された食育基本法の中で、給食はどのように位置づけられているのでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 食育基本法、第1条の目的では、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することを課題としております。また、同法第20条におきまして、学校、保育所等における食育の推進といたしまして、学校、保育所等、または地域の特性を生かした学校給食等の実施とあり、国全体の食育推進の一部を担うものであると認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 給食が教育の一環であるということは、明らかではないかなというふうに思います。きのう他の議員の質問でも、食育に対する市の認識など、いろいろ聞かせていただいたんですが、国を挙げて食育を推進している中で、特に小中学校での給食が果たす役割は大きいなというふうに、きのう改めて感じました。当市でも給食センターを児童が見学して、自分たちが食べている給食には、たくさんの材料が使われていて、またそれをたくさんの人がつくってくれて、学校まで運んでくれる人がいて、そういったプロセスを知ることができるのも、給食ならではの役割かなというふうに思います。

であれば、憲法26条、「義務教育は、これを無償とする。」と明記されているとおり、教育の一環である学校給食は無償とするべきではないかと思うんですが、市の認識を教えてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 学校給食法の第11条の規定、先ほどのように保護者の負担が原則であるということが規定されていること、また市においては経済的な理由がある場合には、就学援助費の中で給食費を全額支給しておりますので、現時点におきましては市が独自に給食費の無償化をすることは考えてはおりません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 他市の状況についても伺いました。多摩地区では、無償化を検討している市の情報は無いとのことでしたが、全国ではこの数年間で83の自治体で無償化がされており、特にこの2年ほどで大きな広がりがあり、文科省もことし調査を行うという報道がありました。全国規模での無償化の広がりは、その必要性が認識されているからこそだと思っているんですが、その点について市の認識を伺います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 無償化をした自治体の無償化の理由でございますけども、さまざまございます。人口流出を防ぐためなど、そういった理由もございまして、当市の現状と照らし合わせて、引き続き情報収集等をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 給食は教育の一環であるということから、子育て支援、子育て世帯への重い負担を軽減しようという自治体がふえているということかなというふうに思います。そもそもは憲法の精神にのっとり、国として無償化をするべきだというふうに私も思ってますけれども、市も何らかの負担軽減の可能性を探るべきではないかと思います。

ここで、今後の課題についてに移りたいんですが、市内の……

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（上林真佐恵君） それでは、今後の課題について伺います。

仮に市内の全児童・生徒を対象に給食の無償化を行った場合、幾ら必要になるのか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 平成29年度の児童・生徒のみの分の給食費の予算額といたしましては、3億150万2,080円となっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 完全無償化を実現するには、やはり大変大きな財源が必要だというふうに私も思いますが、例えば葛飾区で行っているような多子軽減から導入するという手法もあるのではないかと思います。葛飾区では第3子以降を無償としているんですが、当市でも同じように行った場合の見込みの金額を教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 第3子以降を行った場合の見込み金額でございますが、給食費につきましては個人で管理をしております、どの児童とどの児童が1つの御家庭かということを把握してございません。そういったことから、今後また必要に応じて情報収集してまいりたいと考えます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 葛飾区の子多軽減なんですが、これは昨年の12月議会で、武蔵村山市の我が党の議員が一般質問で、給食無償化について取り上げてまして、その際のやりとりなんですけれども、葛飾区の場合、多子軽減を行っている児童の割合が、全児童の7.3%であるということです。葛飾区の給食費は総額で15億円ということですので、その7.3%で約1億1,000万円ということです。もちろん単純には比べられないんですが、3人以上お子さんがいる方、当市、物すごく多いということでもないと思いますので、ちょっと比較をしてみたいんですが、当市の給食費の約3億円に対する7.3%が、大体約2,200万円という数字でした。先ほど武蔵村山市の一般質問のことを言いましたけれども、武蔵村山市の場合は多子軽減の対象児童数に給食費の平均値、4,000万円を掛けたところ、やはり約2,000万円という数字になったそうです。本当に単純には比較できないんですけれども、この周りを見てても3人以上お子さんいる方いますけど、物すごく多いってことでは、当市に特化して物すごく多いってことではないと思いますので、当市においても恐らく近い予算規模になるのではないかなというふうに思います。ぜひ1度、多子軽減を行った場合の試算をしていただいで、軽減策について具体的な検討をしていただきたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 軽減につきましては、私どものほうでは多摩地区で一律に補助を行っている自治体があるということ、情報としては入手しております。その金額は、月10円から400円までとさまざまござ

いますが、例えば一番高い400円、補助している自治体につきましては、その400円を補助した後、保護者の負担額を当市の給食費と比較いたしますと、ほぼ同額という状態でございます。当市につきましては、御存じのとおり給食費をできるだけ低く設定する対応をとっているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 教育の一環であるということは、先ほど来、申しているんですけども、憲法の精神に基づけば、本来なら無償であるべきの給食費が子育て世帯に重くのしかかっていると思います。この項目の最初に栄養格差についても質問したんですけども、給食費の負担がなくなれば、その分、家庭での食費に回せるということになるかと思えます。どの家庭でも、お子さんには栄養のあるものをたくさん食べてほしいというふうに保護者の方は願っていると思うんですが、野菜も今、本当に高くなってますし、お子さんに満足に食べさせてあげられないと、夕食は安くておなかの膨らむカップラーメンやカップ焼きそばばかり食べているというお子さんの話も実は聞いてまして、毎日ではないというふうに私も祈ってるんですけど、でも何か聞くといつも、きのうは焼きそば、カップ焼きそば食べたとか、カップラーメンだったとかというお子さんも実際に聞いています。また、夏休みに体重が減って2学期、登校してくるというお話もしましたけれども、これ当市でもそういう事例があるということですので、本当に東大和市の問題として考えていただきたいというふうに思います。

無償化の動きが全国で広がって、国も調査を行う予定だということなんですが、市としましても国に対してさまざまな機会を捉えて、無償化の要望をしていただくと同時に、多子軽減、あと先ほどの一律で補助という御答弁もありましたが、そういうことを含めて、ぜひ子育て世帯への負担軽減について、具体的に検討をしていただくことを強く要望いたします。

この項目については以上です。

次に、③の児童扶養手当の毎月支給について伺います。

まず、平成29年3月以降の国や東京都の動きについてというところですが、昨年3月にも児童扶養手当については取り上げて、毎月支給していただきたいということで要望させていただきましたが、その後、国においては現行の年3回から6回に見直す検討がされているという御答弁でした。1年前に質問させていただいたときより、前進しているということをうれしく思っているんですが、同時に今回、所得制限も緩和される見通しです。当市で影響を受ける方がどのくらいいらっしゃるの見込まれているのか教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 平成30年8月分の手当、こちらは平成30年12月に支払われる手当となりますが、この手当から満額受給できる方の所得制限が、収入ベースで、扶養1人といたしまして130万円から160万円に引き上げられるとされております。これは、これまで手当を一部支給として減額されていた方が、減額なしに満額受給できるようになるという改正であります。このため、新たに手当を受給できるようになる方は生じないという改正であります。一部支給から全部支給に変わる受給者の方は、現在の時点の条件で計算いたしますと、およそ60人前後の方が一部支給から全額支給に、一部支給の方の中で手当額が増額する受給者の方は、およそ250人前後の方が手当額が増額するという試算になっております。その方の所得によりまして、およそ増額部分に関しましては10円から5,600円の前後で増額となる計算になります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 多くの方が増額になるということで、大変うれしいなというふうに思います。これ市の中で何かシステムを変えたりですとか、あと何か受給者の方が、何か新たに申請をしないと満額にならない

とか、何かそういう手続上の変更があるのか、確認をさせてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 市のほうでは、システムのほうで所得制限限度額を設けてますので、そちらの金額を変えるような改修を行うようにはなってくると思います。市民の方の手続というのは、通常どおり、これまでの現況届というんですけれども、8月のお手続という形での計算のかわりになってくると思います。以上です。

○3番（上林真佐恵君） 今聞いた限りでは、そんなに難しいシステム変更ではないのかなというふうに思いましたので、ぜひ滞りなくといいますか、よろしく願いいたします。

国の制度においても、支給回数が6回になるということは大変いいことだと思うんですが、より使いやすい制度にするためには、やはり毎月支給というのが望ましいと思いますので、次のイの取り組みと課題について移りたいと思います。

昨年も聞いたんですけれども、毎月支給をする必要性について市はどのように考えているのか、認識を伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 児童扶養手当は、現在、年3回、4カ月分、前月分までをまとめた形で支給をさせていただいております。市では、児童扶養手当法にのっとった支給を行っていらっしゃるところでございます。児童育成手当、児童手当という手当がありまして、そちらが児童扶養手当の支給月の間に入る形で、2月、6月、10月に支給されております。こちらから市のほうでは、法にのっとった支給を行っていくと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 収入が少ない家庭では、特に毎月安定した収入があるということが、家計管理という点から見て必要だというふうに思います。また、児童扶養手当の目的として、生活の安定に寄与することが、児童扶養手当法第1条に明記されていることから考えても、毎月支給するのが望ましいのではないかというふうに思います。やっぱり収入が毎月違うと、どうしても多いときにふだん買えないお子さんの服とか買ってしまったりとか、私も長い間、派遣労働で働いてましたので、結構、正月とか収入が減ったり、休みが多いと収入が減ったりとかって、こう毎月安定しないので、どうしても何かあるときにふだん買えないものを買ってしまっって、結局ないときに困るというような経験もありますので、ぜひやはり生活を安定させるために、安定した収入を保障するというのを、ぜひ保障していただきたいなというふうに思ってます。

1年前の3月議会でも、明石市の取り組みについて紹介したんですけれども、社会福祉協議会を通して貸し付けを一時的に行うという形の方法を御紹介したんですけれども、このやり方を当市でも行えないかというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 明石市では、社会福祉協議会が独自の訪問型の貸し付け制度というのを作りまして、そちらで制度の実施を回すと伺っております。当市を初めとしました都内の社会福祉協議会で実施しております生活福祉資金貸付制度とは異なる仕組みとなりますことから、実現は難しいものと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） この明石市の取り組みなんですけど、市が社会福祉協議会に委託をする形で、社協が1カ月相当額を毎月、受給者の方に貸し付けて、4カ月に1回の児童扶養手当の支給日に、市が社協に支払うという、こういう形で返済をするというシステムになってると思います。システム変更ということで、簡単では

ないのかなというふうには思うんですが、ぜひ市でも検討してみただけはないかと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 明石市さんのほうに伺いましたところ、そちらの御家庭に訪問して、現金を手渡しでお渡しして、お返しいただくときも市の職員と社協の職員と、その方で現金をやりとりするというような制度をつくっているということで、なかなかそちらの実現というのは難しいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 明石市でも、モデル事業ということで、希望者の方にやるということで、いきなり全員の方ということではないというふう聞いておりますので、ぜひそのあたりも含めて検討をしていただくことを要望いたします。

この項目については以上です。

最後の就学援助について伺います。

まず、小中学校の入学前支給への取り組みの現状と課題について、中学生の入学前支給、行っていただいたということで、市のホームページを見ましたら、2月上旬に支給予定というふうにあったんですけども、こちらは滞りなくといいますか、スムーズに支給ができたものなのかどうか確認をさせてください。

○教育総務課長（石川博隆君） 平成30年4月に新中学校1年生となります、現在、小学6年生の学用品費等の支給につきましては、認定された児童の保護者に対しまして、昨年9月から学用品費、支給してございます。これらの情報をもとに、新中学1年生の対象者を抽出してできたことが、円滑に、さらには支給時期を少し早く支給できたということにつながったと考えてございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 円滑に、さらには支給時期を早くすることもできたということで、迅速に対応していただきまして、ありがとうございます。

さらに、以前からも要望してましたけれども、小学生への入学前支給も来年度から行うことになったかと思うんですけども、この今後の課題としてはどんなことがあるのか教えていただけますか。

○教育総務課長（石川博隆君） 今後の課題につきましては、主に周知というふうな形で考えてございます。就学時の健康診断のときですとか、保護者の方へ従来でも説明をしているところでございますけれども、さらに詳細に説明を行う必要があるかというふうに考えてございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ちょっと今後の課題のところにもつながってしまうんですが、就学援助そのもの、制度そのものが市民の皆さんに周知されて、使いやすい制度になっているかという点では、私はまだ課題があるのではないかなというふうに思ってます。お子さんのいる御家庭から生活が困窮しているんだという御相談を受けることがあるんですけども、就学援助制度を知らない方が多くて、まだ制度自体の認知度が低いというふうに感じてます。

市では、学校の入学時と進級時に、進級時、毎年就学援助の案内をしていただいていると思うんですけども、入学進級時はただでさえプリントが物すごく多くて、就学援助の用紙に目が届きにくいということもあると思います。口頭での説明、口頭で就学援助という制度がありますという説明も、市の方から学校であったというふうに記憶してらっしゃるんですが、もっと保護者の方に広く知っていただくために、どのような対策が必要と考えているか、市の認識を教えてください。

○教育総務課長（石川博隆君） 議員おっしゃいましたように、毎年度、全ての児童・生徒に対しまして4月の当初に申請書をお配りしてるところでございます。また、それに合わせまして、4月1日付の市報ですとかホームページ、それから子育て支援のハンドブックや暮らしの便利帳ですね、さらに「東大和スタイル」というアプリですね、こちらのほうに就学援助の情報等、掲載をしてるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） いろんな手法で周知は図っていただいているとは思いますが、やっぱりこの4月というのは、本当にプリントが多くて、就学援助の申請用紙兼ねた、このA3の表紙、きょう私も持ってきたんですけど、余り正直、目にとまらないんじゃないかなというふうに、すごく字が多くて、何か難しそうなこと書いてあるなという、とにかくもう本当にプリント多くて、書いて出さなきゃいけないものとかもあって、もう何かすごく大変なんです。なので、なかなかこういうものがあって、口頭で説明あっても、まだまだやっぱり保護者の皆さんには浸透されてないかなというふうに思っています。

これはこれで必要な情報がみんな書かれてまして、所得制限がありますということですか、受け付けだとか、あと認定申請書も兼ねてますし、これはこれで必要なものであるというふうには思うんですが、何か以前にも要望させていただいたかと思うんですけども、まずは就学援助という制度を知っていただくための何かチラシが1枚あるだけでも、「ああ、そういう制度あるんだ。じゃ、これピンクの読んでみようかな」というふうに思うんじゃないかなというふうに思っています。でも、本当に字はほとんどなくていいと思うので、うまべえが大きくあって、何か吹き出しかなんかで、就学援助制度、知ってるみたいな、何かそういう、本当にそういうことだけでいいと思うので、そういうものを通常配布していただいているものとセットで、ちょっと目立つような感じで配布をしていただきたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 就学援助のこの制度をよく知ってもらうために、どのような周知が有効であるかというのを、今議員さんの御提案も含めまして研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、いろんな手法で、SNSですとか「東大和スタイル」という話もありましたけど、そういうことも含めながら、学校でやっぱりもらってくるプリントというのは、やっぱり基本的には確実に全員に届くものだと思いますので、ぜひこういうチラシ、先ほど申し上げたチラシみたいなもの、何なら私がつくってもいいぐらいなんですけど、そういう本当、時間かけなくていいと思いますので、そういうものをぜひつくっていただきたいなというふうに思います。

ちょっと今後の課題についての話にもちょっと入っていったんですけども、制度のさらなる充実など今後の課題についてという最後のところにいきますけれども、認定基準の引き上げですとか、新入学時の学用品費につきましても増額していただいて、入学前支給についても、中学校に加えて小学校も始めていただけるということで、大変感謝しております。また、市はこの間、就学援助事業については本当に頑張ってくれているなというふうに思っています。準要保護者に対する支給項目の追加について、これまでも繰り返し要望しているんですけども、ここで再度、要望したいと思います。新3項目と言われるクラブ活動費、PTA費、生徒会費なんですけど、それぞれの項目ごとに、3つまとめてじゃなくて、それぞれ1つずつ支給対象とした場合の予算の見込みというのを教えていただきたいのですが、お願いいたします。

○教育総務課長（石川博隆君） 生活保護の制度の中で、教育扶助という名目で、小中学校それぞれの基準内で同じような趣旨の支給がされてございますので、その場合、就学援助のクラブ活動費ですとかPTA会費、生

徒会費として、重複して支給するということはできないというふうに考えてございます。今後も教育扶助に受けられる支給を優先で受けれる場合につきましては、就学援助ですね、こちらのほうの支給というのは発生しないというふうな形で考えておりますので、現時点、予算の見込みを算出するということは、困難であるというふうに考えてございます。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 今申し上げた、この新3項目というのは、2010年度から新たに就学援助の支給対象に加わったもので、準要保護者に対する支給項目ということだというふうに私は思っているので、重複ということにはならないのかなと思うんですけども。例えばPTA費であれば、現在の受給者の就学援助を受けているお子さんの数に、市の平均のPTA費を掛ければ試算できるのではないかとというふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○教育総務課長(石川博隆君) 市が行っております就学援助につきましては、現在のクラブ活動費、PTA会費、生徒会費につきましては、要綱上、支給対象としてございません。そのため現時点におきましては、PTA費ですとか、各校の金額等は把握してございませんので、予算の見込み等は算出できません。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) もちろん3項目、支給をしていただけたら本当にありがたいと思うんですが、どれか1つでも支給に踏み出していただけたらというふうに思っています。全国の調べたんですけども、やはり3つ、3項目全てを支給項目としている自治体というのはまだ少なく、ただ区内、東京都内、23区を見ますと、区部のクラブ活動費についてですね、区内では区部の半数近くで支給されているようです。準要保護者に対するこの補助は、2005年に一般財源化されてきて、一般財源化されているんですけども、交付税で算入されているということですので、ぜひどれか1項目からでも、実際にどのぐらいかかるのかということも含め、もちろんそれを計算してみないと検討はできないと思いますので、ちょっと試算をしていただいて、可能性を探っていただくことを要望いたします。

また、生活保護が、ことしの秋から引き下げになるという話が出ていまして、市はこの間、生活保護の引き下げがあっても、就学援助に影響がないよう認定基準を引き上げるなどの対応をしていただいたと認識していますが、今後もこの考えに変わりがないのかどうか、確認をさせていただきます。

○教育総務課長(石川博隆君) 国におきましては、生活保護基準の額が減額になる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的ですとか、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考えという形にしております。国は各自治体が独自に行う準要保護者への就学援助についても、その趣旨を理解した上で、各自治体において判断するように依頼するというところでございますので、当市におきましても、このような意向をしんしゃくしながら、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 生活保護基準が引き下げとなった場合でも、影響が及ばないように、基本的には、それが基本的な考えであり、当市におきましてもそのような意向をしんしゃくしながら、対応してまいりたいという御答弁でしたので、ぜひ影響が及ばないように対応を強くお願いいたします。

今回、子育て支援についてさまざま質問と要望をさせていただきましたが、市内の保護者の方々に寄り添った子育て支援をより拡充していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（押本 修君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

市長施政方針において、市長は平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業の本格的な運営を開始し、地域の実情に即した多様なサービスが確保をされるよう、適正な運営に努めてまいりますと述べられました。当市では、第6期介護保険事業計画、最終年の本年度、日常生活支援総合事業の実施を開始し、要支援1・2の認定を受けている方のサービスの移行を進めてきました。4月以降の第7期介護保険事業計画において、本格的な運営となるとのことですが、これまでにさまざまな課題が出てきたものと思います。高齢化率25%を超え、超高齢社会となり、介護保険事業はますます必要とされているものではありませんが、同時にその運営は介護者不足や報酬面などで非常に厳しい状況です。安心して住み続けられるまちづくりとして、私は日常生活支援総合事業のあり方が非常に重要になってくると考えます。

そこで、今回この介護予防・日常生活支援総合事業について、現状や課題、今後の方向性などを質問させていただきます。

- ①要支援1・2の認定を受けた方のサービス利用状況を伺います。
- ②緩和型サービスの実施状況と課題は。また、認定ヘルパーの育成と活動状況は。
- ③ボランティアやNPOなど住民主体による支援の実施状況と課題は。
- ④短期集中予防サービスなどの実施状況と課題は。

次に、若者の心の健康づくりについて伺います。

以前からインターネット上で自殺サイトなどにより、若者の命が奪われるニュースが報道されてきましたが、昨年10月には座間市のアパートでの痛ましい事件が起こり、社会に衝撃を与えました。当市では、この5年間ほどの統計で、自殺者が年間17名前後おり、救える方法はなかったのか、防止策にもっと手を尽くすべきではないかと考えます。全国的には、ピーク時、年間3万3,000人を超える自殺者の人数も、昨年は約2万1,300人と減少してきているとのことです。減少しているといっても、平均すると毎日60名前後の方が自殺で亡くなっています。さらに、19歳以下の若者に限っては、昨年は前年より自殺者が増加しています。15歳から19歳の若者の死因のトップが自殺ということは、先進国の中でも日本だけという状況です。また、多摩立川保健所の北多摩西部保健医療圏の保健医療福祉データの人口動態によると、平成27年には当市で29歳以下の若者が5人、自殺により命を落としていることはとても看過できません。

そこで、これ以上、不幸な事件などが起こらないようにするためにも、市政の対策などについて伺います。

- ①若者の心の健康について、市民の健康に関する意識調査の結果をどのように評価し、対策を行っているか。
- ②若者の自殺予防としてどのような対応を行っているか。
- ③自尊心を高めるための取り組みについて。
- ④中学校でカフェ事業を行うことについて。

以上でこの場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については自席にて行います。よろしくお願いたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、介護予防・日常生活支援総合事業における要支援1・2の認定を受けた方のサービス利用状況についてであります。平成29年4月から事業を開始した介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、国基準相当サービス及び緩和型サービスのいずれも当初の利用者数は少数でありました。しかしながら、介護予防サービスからの移行が進むことにより、利用人数が増加し、平成29年12月には月当たり500人を超える方が利用しております。

次に、緩和型サービスの実施状況と課題、また認定ヘルパーの養成と活動状況についてであります。緩和型サービスの事業者数につきましては、平成29年4月現在、17事業所でありましたが、12月には39事業所となり、利用者数も4月では実績がなかったものの、12月には400人を超える利用があり、実績は伸びております。課題といたしましては、緩和型サービスのうち訪問型サービスを提供する事業所において、ヘルパーの人員が十分でないことが挙げられます。また、市認定ヘルパーの養成状況であります。平成29年度養成研修を3回実施し、計38人の方が認定ヘルパーの資格を取得したところであります。このうち16人の方が事業所に就労しております。

次に、ボランティアやNPOなど住民主体による支援の実施状況等についてであります。総合事業におけます住民主体サービスにつきましては、現在実施する予定はありません。これは市内におきまして、社会福祉協議会に登録したサロンや、その他の介護予防自主グループの活動が幅広く展開されており、また各高齢者ほっと支援センターに配置された生活支援コーディネーターが、新たな通いの場の立ち上げを支援するなど、市民の自主的な活動が充実していることによるものであります。

次に、短期集中予防サービスの実施状況と課題についてであります。現在、短期集中予防サービスは、1事業所で実施しております。理学療法士などによる訓練を通して、おおむね3カ月という短期間で機能回復を図るものであり、現在までの利用者数は13人となっております。短期集中予防サービスは、専門職が関与し、その利用によって身体機能の向上が図られるものであります。利用者の数が少ないことが課題であります。

次に、東大和市民の健康に関する意識調査に基づく心の健康づくりについてであります。市では市民の健康状況などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、東大和市民の健康に関する意識調査として、平成25年度に市内在住の20歳以上の個人を対象にアンケート調査を実施いたしました。若者を対象とした計画策定や対策は実施しておりません。調査では、心のゆとりを持つことができていると回答した方は61.4%となっており、一方で16.7%の方が不安やストレスを強く感じていると回答していることから、東大和市健康増進計画において20歳以上の市民の皆様を働く世代とし、施策目標を不安やストレスを強く感じている人の割合を減らし、心のゆとりを持つことができている人の割合をふやすとし、心の健康に関する普及啓発や相談事業を実施しております。

次に、自殺予防の対応や自尊感情を高めるための取り組みについてであります。市では携帯電話やパソコンから利用できるセルフチェックシステムであるこころの体温計を導入しております。こころの体温計では、死にたい気持ちや生活など、自殺の抑制や要因に関する専門相談の連絡先をリンクさせ、迅速な相談を可能とし、自殺予防の対応を図っております。また、心の健康には、ストレスなどの対応や、自己を大切にすることが重要でありますことから、関係機関と連携、協力し、心の健康づくりに関する普及啓発や相談事業など、引き続き実施してまいります。学校における取り組みにつきましては、全学級において自殺予防に関する指導

及び自尊感情を高めるための指導を行っております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、中学校のカフェ事業についてであります。各中学校では生徒の心の健康に関して、養護教諭やスクールカウンセラーと相談できる体制を整えており、生徒一人一人の状況に応じた対応をしているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○**教育長（真如昌美君）** 初めに、自殺予防としての学校の対応についてであります。9月1日など学校の長期休業明け直後に自殺者がふえる傾向があることから、特に2学期、始業式当日は各学校とも登校した児童・生徒一人一人の様子を丁寧に観察し、気になる児童・生徒には声をかけ指導をしているところであります。また、日ごろから命の大切さを実感できる教育や、心の健康の保持に係る教育を各教科、領域の中で実践するとともに、スクールカウンセラーと連携をした教育相談体制を整えております。今後さまざまな困難、ストレスへの対処方法を身につけるための教育を、各学校で実践してまいります。

次に、自尊感情を高めるための取り組みについてであります。各学校におきましては児童・生徒が自分や友達のよさに気づき、楽しく学校生活を送ることができるよう取り組みを進めているところであります。例えば授業中の児童・生徒の発言において、教員は必ず肯定的に受けとめ、その子のよさを引き出そうと努めております。また、児童・生徒同士が互いのよい面を出し合うなど、互いに認め合う学級環境が構築されるよう、学級を運営しているところであります。今後も児童・生徒が自分が好きで、自信を持って生活できるよう、日々の教育活動を充実してまいります。

次に、中学校のカフェ事業についてであります。各中学校では週に2日、スクールカウンセラーが勤務をしており、生徒はその日に合わせてさまざまな相談をすることができます。カフェ事業は、ふだんの何げないやりとりの中で、教員やスクールカウンセラーなどと気軽に話ができる状況が生まれ、生徒の心の健康が保持される取り組みであると認識しております。今後、他地域で行われている取り組みを参考にしながら、研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** ありがとうございます。

では、順次、再質問させていただきます。

まず、1点目の介護予防・日常生活支援総合事業について伺っていきます。ちょっと言葉が長いので、総合事業ということでは言わせていただきます。

今年度は、総合事業への要支援1・2の方々の移行期間があったと思いますけれども、12月には月当たり500名を超える利用があったという御答弁がありました。まず、確認させていただきたいんですが、要支援の1・2の認定を受けている方のおよその人数と、その方々がどのようなサービスを利用されているのかを、内容を確認させてください。

○**福祉部参事（伊野宮 崇君）** 要支援1・2の人数でございますけれども、平成29年の12月1日現在で1,362人を数えております。それから、この方々のサービスの利用でございますが、今回話題になっております総合事業の利用もさることながら、総合事業に組み込まれていない介護予防サービスの利用もございまして、あるいは介護予防サービスと、それから総合事業を併用して利用されてる方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) では、今1,362名ですか——の方が、全員この総合事業を利用するわけではないということだと思いますけれども、利用されている方が、制度が変わるということで、その移行が利用者側から見て十分にできているのかということの認識をお伺いしたいのですけれども、望むサービスを受けられているのか。例えば、これまで通所介護の方が、例えば月に3回、通えてたのが、月に1回しか通えなくなったとか、そのような例などはないのか、移行がスムーズにいつているのかどうか、市の認識をお伺いします。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 総合事業につきましては、通所サービスと、それから訪問サービスがございますが、これは今までの介護予防通所介護と、それから介護予防の訪問介護、こちらのほうからの移行になります。基本的には、市で介護予防通所介護、あるいは介護予防訪問介護をやっている事業者が、そのまま総合事業のほうに移行しておりますので、利用の状況は大きな変化はないというふうに認識しております。

以上であります。

○4番(実川圭子君) この総合事業への移行について考えるときに、利用者側もそうなんですけれども、事業者についても、例えば同じ支援をしようとしても、報酬額が下がったりですとか、そのことで事業所の運営が厳しくなるということで、やむを得ず介護保険自体からも撤退している事業者が出ているよというような話も聞いて、利用したいけれども、受け皿がないというような状況にならないかということをお伺いしたいのですけれども、そのような事例があるのかどうか、市の認識をお伺いします。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 先ほど介護予防サービスから総合事業への基本的には移行してるというふうに申し上げましたけれども、もう少し詳しく申し上げますと、総合事業も国基準相当サービスと、それから緩和型サービスというのがございます。緩和型サービスにつきましては、身体介護を省略して、生活援助を中心としたサービスになるということでございます。単価も国基準相当に比べますと9割程度で設定しておりますので、身体介護を省略した分、単価のほうも少し安くなってるという状況でございます。

それから、事業者でございますが、基本的には総合事業に移行しましたけれども、ではその撤退の状況はどうかということでございますが、数社、今回、みなしの指定期間が切れることによって、更新の手続が必要なんです、この更新の手続をしないという意思表示をしております。

以上であります。

○4番(実川圭子君) 数社、更新をしないということは、やはり聞くとところによると、事業所の経営上、この事業に参入すると経営が厳しくなるということで、受けられないというような話も私のほうで聞いています。利用者のニーズですとか、利用したい方がいても、事業者が撤退していけばサービスが受けられなくなるということでは、本末転倒といいますか、そうになってしまいかねません。

第7期の介護保険事業計画が策定をされていきますけれども、いろいろな事業のことが書かれていますけれども、この総合事業にかかわらず介護全体でも、人手不足ですとか、それから事業所の運営も厳しくなってるという中で、介護保険制度が必要な人のためになってるのかどうかというような課題も多々あると思いますけれども、持続可能な事業となるためには、市としてどのあたりに力を入れていこうとしているのかということが、ちょっと事業計画にはたくさんサービスが出てるんですけども、市としてはこれをずっと維持していくために、どのあたりに力を入れていこうとしているのかというのが、いまいちちょっとわからないんですけど、そのあたり御見解をお伺いします。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 今回、総合事業が導入されて、介護保険と、それからこの総合事業という二本

立てて運営をしておりますが、基本的にはこの介護サービスというものは、その人の要介護状態ですとか要支援状態に合った形で提供できるような仕組みにしたいということでございます。

それから、もう一つは、重度化予防ですとか、自立支援といった観点で、要するに介護を必要としないような状態に多くの住民の方がなるような、そういう方向性に持っていくことが、この大きな介護保険の流れだろうというふうに考えております。

以上であります。

○4番(実川圭子君) そういった中で、やはり来年度の予算なども拝見しますと、やはり私はこの介護という全体の中で、この日常生活支援総合事業、総合事業のほうにかなり、これからはウエートなども大きく占めていくのではないかなというふうに考えます。そういったこともありまして、今回、質問させていただいているんですが、今全体をちょっとお伺いしましたので、この後は②番以降、個々のサービスについてお伺いしたいと思います。

大きく分けて国基準現行相当事業ですか、それと緩和型というのがあるかと思えますけれども、その緩和型サービスについてですけれども、市長の御答弁の中で39事業所までですか、参入がふえたということなんですが、先ほどもちょっと数社、参入をしないということがお伺いしたんですが、これまで要支援サービスを行っていた事業所はどれぐらいあるのかというのは、おわかりでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 基本的に要支援サービスというと、非常に広いもんでございますので、要支援の訪問系と通所系にちょっと絞らせていただきますけれども、国基準相当サービスというものが、実はかつてのというか、総合事業が導入される前の介護予防の通所系、あるいは訪問系のサービスでございますので、これらの事業所は50事業者あるということでございます。

以上であります。

○4番(実川圭子君) 済みません、ちょっと聞き方が明確でなくて済みません。

通所や訪問のあたりをお伺いしたかったんですけど、これまで50事業所あった中で、39事業所ということで、全体としては事業所のほうが減っている状況になっているのではないかなというふうに感じるんですけども、事業所のほうが参入が少なくなっているところで、働き手の不足なども深刻になっているのではないかと思います。サービスをつくっても、働き手がないということでは、施設の運営もいかないということで、なかなか参入も難しくなるという悪循環に陥らないために、市としては認定ヘルパー制度などもつくって進めていかれるのではないかなというふうに思うのですけれども、市で行った認定ヘルパー制度について、実績、先ほど御答弁もありましたけれども、もう一度、どのような状況なのかお伺いしたいと思います。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 総合事業を開始して、1つの課題として人がいないということで、私ども平成29年度から認定ヘルパーの養成制度を導入いたしました。でですね、認定ヘルパーのほうは、今年度、養成研修を3回行いまして、38名の方を養成しております。このうち、16名の方が事業所に就労、あるいは就労を予定しているということでございます。

以上であります。

○4番(実川圭子君) 3回実施して、38人の方が資格を取っていただいたということで、でも就労に実際に結びついてる方は半分以下ということなんですが、この数字をどういうふうに捉えて、この人数が充足してると考えているのか、あと今後どの程度までふやそうとしているのかなど、この認定ヘルパーの養成についての今後の見通しについてお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 認定ヘルパーの今後の方針でございますけれども、私どもとしては、29年度、1カ年度、この事業を行って、介護人材の不足が解消するというふうには考えておりません。来年度も、できればこの事業を継続いたしまして、引き続きこの総合事業の緩和型サービスにおける人材の供給に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○4番（実川圭子君） この市の認定ヘルパー制度なんですけれども、先ほども目指すところは自立支援だというようなお話もあったと思いますけれども、単に家事援助だけではなくて、ヘルパーさんが入ることで、在宅でも生活を続けていくことができるというような、自立に向けた支援になってほしいと思いますけれども、そういったヘルパーのかかわりなどについて、この研修の中で行われていくのか、そういった研修内容についても少し伺いたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 認定ヘルパーの研修内容でございますが、おおむね全体として2日間、10時間程度の講習内容になっております。その中には、介護保険法の法制度ですとか、それから生活援助に関する技術的なものも当然含まれますが、時間をかけているのがコミュニケーション能力、そういったものを養成するということに時間をかけております。結局、人と人との関係でございますので、そういったところでしっかりと学習していただきまして、適正なサービスを提供していただきたいと、このように考えております。

以上であります。

○4番（実川圭子君） それから、先ほど38名、資格を取得したけれども、半分ぐらいの方が就労につながったということなんですが、そのことについては、ほかの方は就労に結びつかなかった、その要因は何だというふうにお考えでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 養成された方で、就労していない方の理由というか、要因でございますが、個別に伺ったわけではございませんので、正確なところはちょっとなかなか我々も把握してないところがございますけれども、ただ御家族の中に介護を要する方ですとか、知り合いの方で少し援助が必要な方、そういった方がいらっしゃるというふうに聞き及んでおりますので、恐らく事業所に就労せずに、そういった身内の方の援助をされているのではないかというふうに考えております。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 全体として、やはり人手不足ということが非常に深刻な中で、私としてはこの緩和型サービスにも非常に限界があるというふうに感じているんですけれども、認定ヘルパー制度は非常によい制度だと思いますので、また広まるように続けていっていただきたいんですけれども、一方でこの人数を充足するまで広がっていくかという、そのあたりについても疑問を感じています。その点、サービスのあり方として、お互いに支え合うということが仕組みとして位置づけられています、いわゆるB型という住民主体による多様なサービスということに、私は非常に期待します。そのB型というのが広まることで、住みやすい地域社会ができるのではないかというふうに考えています。

その次の3番目のボランティア、NPOなど住民主体による支援の実施状況と課題はに移りたいと思いますけれども、最初の市長の御答弁でも、B型については今のところ予定はないということなんですが、現在、市内でふれあいなごやかサロンですか、そちらのほうですとか、介護予防の自主グループなども非常に生き生きと活動されてる方も多くいらっしゃって、そういったことも把握はしているところなんですけれども、B型について、市としてこちらのほうを今後も行わないのか、それとも今のところ計画はないけれども、今後実施を考え

ていこうとしているのか、そのあたりについてお考えをお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ただいま御質問にありましたB型というのは、住民主体の自主的なサービスでございますけれども、これを総合事業に位置づけないのかということでございますが、私どもとしては、現在、市の区域内には多くの自主的な介護予防の活動をされてる方がいらっしゃいますけれども、この方々をどういう基準で、そのB型に位置づけるかということについては、現在も検討しておりますので、その検討を進めながら考えていきたいというふうに思います。

以上であります。

○4番（実川圭子君） この住民主体型のサービスが、総合事業の中でサービスとして、制度としては載っているんですけども、それと今現在、当市の中で行われているふれあいなごやかサロンのような、サロン活動との違いはどのように認識しているのかお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） サービスBにつきましては、住民がその地域の課題、そういったものを自覚して自発的かつ継続的に生活援助等を実施するというところでございます。現在、市の区域内に行われているサロン活動ですとか介護予防リーダーの活動というものは、そういった地域の課題とマッチングした形で実施するというよりは、御自分がこういう活動をしたいという意向のもとに行われてるということでございますので、そこが違いということであろうというふうに考えております。

以上であります。

○4番（実川圭子君） では、そのサロン活動をB型に指定していくのかどうかというようなことを、今後検討していくというふうに先ほど御答弁ありましたけれども、そのサロン活動などについても、その場所によってはB型に指定されていくようなことがあるというふうにお考えでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 可能性としては、そういうこともあるだろうというふうに考えております。ただ、B型に位置づけるに当たりましては、B型に指定するためのこのプロセスというものを、私どもは重視したいと思っております。具体的には、今現在、市の区域内全体を調整するコーディネーター、第1層のコーディネーターというものがございまして、それからほっと支援センターの圏域である第2層のコーディネーターというものもございまして、それから、そういったコーディネーターを助ける協議体というものを、第1層につきましては既に設置済みですが、第2層はまだ設置していないという状況でございます。こういったものを整備いたしまして、その中で地域の課題と、それにマッチングする住民主体のサービスというものはどのようなものかということを検討した上で、その結果に基づいたB型の指定ということはあるだろうというふうに考えております。

以上であります。

○福祉部長（田口茂夫君） 基本的には、現段階では、このB型の移行というものは、検討は加えて——検討を加えるというよりも、実施をするという考え方は持ってございません。しかしながら、参事のほうから御答弁をさしていただきましたように、今後のこのサロン活動ですとか、市のほうで多くの方々にお願いをしております介護予防リーダーの方の活動状況等を、当然見ていかなければいけないというふうには考えてございます。その後、この総合事業の運営状況を見ながら、そういったところも検討を加えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 先ほど継続性などのこともおっしゃっていたかと思っておりますけれども、やはりサロンにし

でも、こういった住民主体のサービスにしても、安定して継続していくためには、やはりこういった制度にしっかりと位置づけられてることは、私は必要ではないかなというふうに思っています。こういった制度をしていくためにも先ほどコーディネーターのお話もありましたけれども、そういった方々と一緒に既にサロンなどを行っている方や、介護予防リーダーの方ですとか、自主グループで活動してる方々の御意見なども非常に参考になるかと思しますので、しっかり話し合いを持ちながら進めていっていただきたいと思っておりますけれども、そういった方々と今後このB型になるのかどうかは別としても、総合事業ですとか、こういった介護全体についても意見を聞く機会などを設けているのかどうか、お伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私ども、地域包括ケア推進会議というものを持っておりまして、その下に部会も4つございます。それから、協議体につきましても、これから設置をしていこうというふうに考えておりますが、こういった場におきまして多様な主体と意見交換をしながら検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○4番（実川圭子君） ぜひ、実際に利用しているというか、実際に取り組みをしている方々の意見が一番だと思いますので、そういった御意見がいただけるような場をたくさんつくっていただきたいと思っております。

昨年、フォーラムなどを開催したということをお伺いしたのですが、その様子ですとか、そのフォーラムを今後どのように続けていこうとしているのか、お伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 昨年、平成29年の7月にハミングホールで、地域支え合いフォーラムというものを開催いたしました。その後、6カ所、これはそれぞれのほっと支援センターの圏域に2カ所ずつということでございますが、ミニフォーラムというものを開催いたしまして、その地域における課題について話し合いの場を持ったということでございます。

開催については以上でございます。

○4番（実川圭子君） そういったことも広く広めて、御存じない方もいらっしゃると思っておりますので、広く知らせていっていただきたいと思っております。

この地域包括支援システムの一部で、一部というか、中の総合事業にしても、先ほど協議体というようなお話もありましたけれども、そういったことですとか、あと学校のほうでもコミュニティスクールなども進めていますし、子育てに関しても子育てのボランティアですとか、地域での活躍してくださる方を期待するところが多いと思っておりますけれども、そういった地域の活動として担える方がどれほどいらっしゃるのか、そこでも人手不足にならないかということが、私としては心配なんですけれども、現在でも市民活動でかかわってる方というのが、さまざまな場面で、1人の方が何役も担ってるようなところも見受けられます。現在、社協のほうでさわやかサービスというのが、子育てと介護が一緒というか、一緒の仕組みになって行われているということがあるかと思っておりますけれども、地域づくりとして一体化して取り組むことも、私は必要ではないかなというふうに思います。

昨年ですか、富山の高岡市のこのゆびとまれという事業所の方が、ハミングホールのほうに訪れて講演されたのを聞いたんですけども、富山型と呼ばれるサービスが、介護と子育てを分けずに取り組んでいるという例も見受けられました。そういった視点も、もしかしたらあるのではないかなというふうに思います。そういったところも含めて、さまざまこれからの事業になるかと思っておりますけれども、全くやらないということではなくて、やはり市民の方ですとか、活動してる方の御意見を取り入れながら、ぜひこのB型については進めて、

東大和市に合った、実情に合った形で進めていっていただきたいと思います。

続きまして、4番目の短期集中予防サービスの実施状況と課題はに移ります。

こちらのほうは、その総合事業のうちの1つだと思いますけれども、新しい取り組みとして始まったということで、まだ事業所、1カ所、利用者が13人という御答弁だったと思いますけれども、具体的にもう少しどのようなサービスで、今後、事業所などをふやしていこうとしているのかお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 短期集中予防サービスについてでございますけれども、こちらのサービスにつきましては、理学療法士ですとか作業療法士といった専門家による機能回復訓練、これを主な内容としております。専門家が関与するために、多少経費は高いのですけれども、期間としてはおおむね3カ月という短期間で、その短期間で集中的な訓練を行いまして、在宅生活への復帰を目指すというものでございます。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 利用した方からは、非常によかったのですが、3カ月ではなくて、もう一度、3カ月、受けられないかとか、そういった声も聞かれたのですが、利用後についてはその後どのように、その方が進むのかというか、サービスがあるのかお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 本来、この制度は3カ月の訓練を終えて在宅復帰ということでございますが、その後、実際どうなのかということになりますと、現在、先ほど市長の答弁がありましたように、利用者がまだ13人ということでございますので、もう少しこの実数をふやしまして、それを分析しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 参加者が少なかったことについては、何か原因というか、利用する対象が少ないのか、それとも周知が進んでないのか、そのあたりどのように分析してますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） この利用の人数が余り伸びないことでございますけれども、まずはこれは新しいサービスでございますので、まだ周知が十分至ってないかなというふうに考えております。私どもとしては、この事業の周知に力を入れていきたいというふうに考えております。

それから、要支援の方のケアマネジメントは、ほっと支援センターが行いますので、そのほっと支援センターに対しましても、この短期集中予防サービスですね、これ国のほうでサービスCと呼んでおりますが、このサービスCの内容につきまして、十分、情報を共有していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○4番（実川圭子君） このサービスCですか、これに限らず、なかなかこの総合事業というのが、動き始めたばかりなので、なかなか情報が行き届いてないかなというのが全般に言えることなんですけれども、やはり高齢者の方だけ、困ってる方にだけ提供するのではなくて、日ごろから目に触れるような形で情報が行き渡らないかなというふうに思います。例えば若い方でも、自分の親が介護が必要になったときに、どこに相談すればいいんだろう、そのほっと支援センターに、まずたどり着くかどうかということも、そういうところがあったのというような方が非常に多いので、そういった必要になったときにどこに行けばいいのというような、そういった情報が伝えられるような仕組み、方法というか、そういったところについては市のほうでどういうふうに対応しているのかお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 新しい事業につきましては、確かに情報が行き渡らないと利用されないということでございますので、私どもとしては市報ですとかホームページですとか、それからチラシ、パンフレット

をつくって周知しておりますけれども、今後も事業の周知に努めてまいりたいと、このように考えております。
以上であります。

○4番(実川圭子君) 先ほども言いましたように、高齢の方だけじゃなくても市民の方に広く、こういったことをやってることが伝わるようなものにしていただきたいと思います。そして、いざ必要なときに、どこに行けばいいのかというのがわかるような形にしていきたいと思います。

さまざまちょっと質問させていただきましたけれども、やはり安心して住み続けられるまちづくりというのは、地域コミュニティの再生ということで、その鍵を握るのが、私はこの総合支援事業の特にB型だというふうに考えます。「日本一子育てしやすいまちづくり」の背景には、お互いに暮らしやすいまちをどのようにつくっていくのかという一歩進んだ視点を持って進めていきたいと思います。そして、ぜひ他市にも誇れるような仕組みにしていっていただきたいと思います。

以上で1点目の質問を終わらせていただきます。

○議長(押本 修君) ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長(押本 修君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番(実川圭子君) それでは、2番目の項目の若者の心の健康づくりについてに移ります。

今朝、ちょうどニュースを聞いていたときに、きょう3月1日から、今月は全国でも自殺対策月間ということだそうで、そのニュースの中でも特に若者の自殺の問題が重要だ、対策が重要だということで、国でもSNSの活用など進めるというようなニュースをちょうどやっていました。そんなこともあり、私のほうでも若者の心の健康づくりについて、当市で何ができるのかということを考えていくためにも、質問させていただきたいと思います。

まず、若者の健康ということですが、以前にも若者支援ということで、ひきこもりの問題ですとか、取り上げさせていただいた中で、これまで行政サービスの中には若者に対してという事業はあまりなかったと思います。この市民健康に関する意識調査、平成25年度にやったものに関しましても、20歳以上が対象ということで、それよりも若い方は、この調査の対象になってないということなんですけど、しかし生きづらさを感じている若者の問題が表面化してきているという中で、自殺者の人数がふえてるということでも、個々の問題として終わらせてしまうわけにはいかないと思い、質問に取り上げさせていただきました。

まず、前提としまして、当市での自殺者の実数など伺いたいと思います。

○健康課長(志村明子君) 東大和市における自殺者の推移について申し上げます。

東京都多摩立川保健所が作成する北多摩西部保健医療圏、保健医療福祉データ集によりますと、平成24年は18人、そのうち二十未満の方はゼロ、平成25年は14人、二十未満の方はゼロ、平成26年は12人、二十未満の方はゼロとなっております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 平成27年度、28年度あたりはいかがでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 失礼いたしました。

平成27年は16人、そのうち二十未満の方が2人となっております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そうですね、私が見た同じデータ集だと思いますけども、二十未満、29歳以下でちょっと数字を見させていただいて、平成27年、29歳以下ですと5人という数字を見て、ちょっと衝撃を受けたところなんですけど、そのことはちょっと後にしまして、その市民の健康に関する意識調査というのを平成25年にやっています、心の健康づくりという項目でアンケートをとっています。市長の答弁の中でも御紹介がありましたけれども、心のゆとりを持つことができるかという項目、ここでは6割ぐらいがおおむねできてるといふような回答だったと思いますけど、そのほかに問28というところですか、不安やストレスの有無を尋ねる項目などありますので、そのあたりについてちょっと御紹介いただきたいと思います。

○健康課長(志村明子君) 東大和市民の健康に関する意識調査の1、不安やストレスに対する質問項目のほうを設けてございます。不安やストレスの有無につきまして、強く感じるが、全体が16.7%に対し、20歳代の方は30.5%でございました。また、ストレスの発散方法について、20代の方の上位の5項目につきましては、男性は、趣味の活動、運動、食事、睡眠、休養、家族との団らんとなっております。また、20歳代の女性につきましては、ストレスの発散方法の上位の5項目といたしましては、睡眠、休養、友人との交流、食事、家族との団らん、趣味の活動というふうになってございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) こちらのほうを見ますと、若い方のほうが、やはりストレスを感じてる割合が多いということと、あともう一つ、15年前と比べてどうなのかというグラフも載ってるんですけども、それを見ますと、10年前に比べて、若い方に限らず、全体としてストレスを強く感じる、あるいは時々感じるという方の割合が、10年前に比べて11.1%増加しているというようなグラフも出ていました。

もう1点、市長のほうからの御答弁のあった心のゆとりを持つことができるかという尋ねる項目に関しても、やはり若い方のほうが、ゆとりを持つことができる割合が少なくなってるんですね。全体としては61.4%の方が、大体持つことができるというところを答えているんですけども、20代の男性では半分、女性の20代では47.6%ということで、やはりゆとりを持つことが少ない、若い人のほうが少ないという結果が、この調査でも見てとれます。

それに対して、対策の1つとして、こころの体温計というのも市長の御答弁で御紹介がありましたけれども、このこころの体温計の認知度についても、この調査がされているんですけども、そのことについて御説明いただきたいと思います。

○健康課長(志村明子君) こころの体温計についての認知、利用状況の20歳代の方の回答の状況でございますけれども、全体の認知度が2.1%に対し、12.5%でございました。また、利用状況につきましても、全体31.3%に対し、20歳代の方は40%となっております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 今のパーセンテージでいうと、そんな感じなんですけども、実際に数字で見ると2人と、利用してる方が2人ということが出てくると思うんですけど、それで間違いないでしょうか。

○健康課長(志村明子君) はい、そのようなものとなっております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) この調査をしたときは、もうちょっと前だったので、今はもう少し広がりがあるのかもしれないですけども、やはり知られている割合が非常に少ないということで、これで対策が十分かということ、

ほかにもいろいろ必要なのではないかなというふうに考えます。

これらの結果を受けて、その後、健康増進計画を市ではつくって対策を立てているかと思いますが、このあたりに対する心の健康づくりですね、そのあたりに対する対策としては、どのようなことを対策としてつくり、それがどのような成果というか、実践をされているのか、そのあたりをお伺いします。

- 健康課長（志村明子君） 心の健康づくり対策といたしまして、まずこころの健康相談を実施しております。これは専門医による相談でございます、利用実績は平成28年度が12人、平成27年度が4人、平成26年度、12人となっております。また、啓発事業といたしまして、講演会を年2回、ゲートキーパー研修を年1回、実施しております。平成28年度、講演会のテーマは、「うつタイプと治療」、「からだもこころも元気になるストレッチ」ということで、実施のほうしております。ゲートキーパー研修につきましては、平成28年度は「大切な人のために、あなたができること」というテーマを冠にして実施をしております。
- 以上でございます。

- 4番（実川圭子君） ここに掲げられているようなことを、少しずつされているのかなというふうには思います。この健康増進計画で想定しているよりも、私は低年齢の自殺者が出ていることに対して、もっと対策を進めるべきだというふうに考えるのですけれども、国のほうでも自殺対策基本法というのが、平成28年に改正基本法が策定されて進められてるようでも、そのことについて市でも今後取り組んでいくことがあるかと思っておりますけれども、御説明をお願いします。

- 健康課長（志村明子君） 自殺対策基本法につきましては、平成28年3月に一部改正され、その後、国のほうで自殺総合対策大綱というものを平成29年の7月に閣議決定のほうをしております。この中では、都道府県及び市町村に行動計画の策定のほうは義務づけられたものでございます。現在、東京都のほうでは、平成30年度の夏ごろを目安に、東京都の行動計画を公表するという予定を伺っております。そのことから本市の状況につきましては、その状況を見ながら今後検討していくものと考えております。
- 以上でございます。

- 4番（実川圭子君） この行動計画というのは、各自治体で、東大和なら東大和市で、その対策の計画を策定していくということなんでしょうか。それが義務づけられているのか、それといつごろまでにそれを策定するのかという期限など、わかりましたら教えてください。

- 健康課長（志村明子君） 市町村におきましては、市町村ごとの行動計画は義務づけられてる計画でございます。また、策定の期限というものは設けられてございません。
- 以上でございます。

- 4番（実川圭子君） ことしの夏ごろに、東京都のほうから行動計画が出るということで、その後になるかと思っておりますけれども、今後の対策を、様子を見ながらしっかり進めていっていただきたいと思っております。

その基本法の中でも、自治体で自殺者の実態を分析していくとか、そういった項目もありますけれども、実際に本市でお亡くなりになられた方の原因の分析などは、これまで行っているのでしょうか。お伺いします。

- 福祉部長（田口茂夫君） これまでも自殺に対する情報というのは、なかなか市町村のほうには伝わってきておりません。先ほど課長のほうから御答弁をさせていただいておりますが、多摩立川保健所を出してる資料の人数程度ということで、その自殺の要因ですとか、そういったところの内容までは、私どもの情報はつかんでおりませんので、今後、国、東京都、そういった計画等の中でどういったものが示されるのか、またその情報等がどういった形で市町村におりてくるのかというところは、今後、注視をしてみたいと、このように考

えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) このあたりでは、立川の保健所ですか——が管轄ということだと思いますけれども、そちらのほうではどのような対応などを行っているのか、お伺いします。

○健康課長(志村明子君) 多摩立川保健所の対応についてでございますが、自殺予防の相談として幾つか東京都のほうでの相談窓口のほうの御紹介等をしております。例えば生きていくのがつらく、死にたい気持ちを相談する自殺予防相談窓口としましては、東京都の自殺相談ダイヤル、東京いのちの電話、東京多摩いのちの電話、東京自殺防止センターなどの窓口があり、年中無休での受け付け等を紹介してるとのことでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 窓口なども今、大分ふえてきていると思いますけれども、やはり心が不安定な時期というのは、なかなかそこまで自分でたどり着くことも難しいような状況というのものもあるのではないかなというふうに思いますので、ほかの対策なども、この後ちょっと取り上げたいと思いますけれども、その前に冒頭で今月は自殺対策強化月間ということだということを話しましたけれども、東京都のほうでもその対策強化月間ということで取り組みをしているようです。ホームページなどを見ますと、3月と9月が都の自殺対策強化月間ということで、各自治体でこういう取り組みをしているというような紹介などもしていますけれども、そういったことに対して市ではどのような取り組みをされてるのでしょうか、お伺いします。

○健康課長(志村明子君) 東京都が今月、行います自殺対策強化月間として特別に設ける相談について、3月1日号の市報のほうに載せて情報提供のほうを図っております。また、3月の2週目には市民ロビーのほうを使いまして、心の健康づくりということでパネル展のほうを実施する予定でございます。また、中央図書館の協力をいただきまして、中央図書館のほうでも心の健康づくりに関する図書の展示等を行っていただくような予定としております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ちょっとその東京都のホームページですとか、チラシの案内を見ますと、講演会などをやってるところは、何市はこういうことをやっていますという一覧が出ていて、特に東大和市は何も書いていなかったんですけども、そういった取り組みをされてるということで、東京都のほうにも情報を提供して、そういうチラシにも載せていただけたらいいんじゃないかなというふうに思います。

いろいろな取り組みもされているという、相談窓口などもつくられてると思いますけれども、今回、私が特に取り上げさせていただきたいのは、若者の自殺の予防といいますか、そういったことについてお伺いしたいと思います。

このあたりから、ちょっと教育委員会の方にお伺いしたいんですけども、中学校ではこれまでいじめ防止のシンポジウムなどを開催して、命の大切さなどについても、そういったところで話もあったと思いますけれども、この自殺予防などについても、あわせて取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思います。教育長の御答弁の中で、全ての学級でも、これまでも取り組んでいるということだったんですけども、その命の大切さや心の健康について、学級で取り組まれてるというのは、何か授業で具体的にこの時間をとって進めているということなののでしょうか。それとも、日ごろの対応の中で行っているという意味なののでしょうか。そのあたりをちょっとお伺いします。

○学校教育部参事(岡田博史君) 命の大切さということにつきましては、これから自殺予防というような観点

では、東京都教育委員会のほうからも、今まさに2月28日に通知が来たところなんですけども、児童・生徒の自殺対策の取り組みということで資料も配布され、またメッセージ等も、都教委のメッセージが来ておりました、それをもとに次年度も指導するという形で通知が来ています。そういう形で、自殺予防ということでの観点でやる事業もこれからございますし、それから日ごろは命の大切さを実感できる教育というものについては、また心の健康の保持に係る教育というのは、道徳の授業であつたりとか、また教科の中で自分の命、また友達の命もそうですし、そういうことの関連する授業については、日ごろから行っているというところがございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 先進的な取り組みとして、足立区のこころといのちの相談支援事業ということで、若者向け自殺対策ということで、保健師さんが学校で思春期特別授業というのを実施しているというふうに聞きました。かなり丁寧な取り組みをされているというふうに聞いているのですけれども、そのあたり何か情報などありましたら教えてください。

○学校教育部参事(岡田博史君) 足立区のほうで、特別授業というようなことで、「自分を大切にしよう」というタイトルで、2014年から実施をしているようでございます。いじめ対策と連動した自殺予防教育ということで、区内の小中高の学校に保健師を派遣して、悩みがあるとき、また友達が悩んでいる場合に、どのようにしてSOSを出していくかについて、子供たちに伝えるということでございます。最近でも、新聞でも報道がされていて、小学校6年生、約60人に対して授業を行っているというような記事も出ていたところがございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 非常によい取り組みだなと思ひまして、こういったことから広がって、多分、都教委からもその対策として、SOSの出し方ですか、そういったことを進めていくということになったのではないかと思います。ポイントとしては、悩みを抱えた人を見つけ出して、その人を相談に連れていくということではなくて、全生徒に対して、全員に対して伝えていくということで、その内容は、助けを求める、援助希求行動というんですか——を進めるということと、もう一方で自分に自信を持っていくというような、自尊心の向上という2つのことがポイントなのかなというふうに思います。今後の取り組みということになるかと思いますが、来年度、どのようなことを、具体的に東大和市の小中学校で何か進めるようなことがありましたら、それを教えてください。

○学校教育部参事(岡田博史君) 次年度、先ほど申し上げました都の教育委員会のほうから来ています資料を活用するというのと、あとDVDを東京都教育委員会が作成をしております、近々、配布されると、3月中に配布されるということの予定なんです、それを使って授業をする形になっております。保健とか、保健体育、道徳、特別活動などの1単位時間を使って、さまざまな困難、ストレスの対処方法を身につけるための教育、先ほど申し上げましたSOSの出し方に関する教育というものを、授業を必ずやるというふうになっております。それには、保健師等の専門家と連携するというようなことを推奨されておまして、教育指導課のほうでも、健康課とも連携しながら、今後、保健師等が派遣できるかどうかということについても、考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ぜひ、保健師さんですとかに、一緒に連携をとりながら進めていっていただきたいと思

いますけども、その1単位というのはどの学年で行われるのでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** このDVDを活用した授業につきましては、小学校の学年を選んで、1学年、選んで1時間実施するというものです。また、中学校においても、1学年、選んで1時間実施するというものでございます。本市においても、次年度の教育課程において、各校、全ての学校が位置づけているところでございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** ぜひ、進めていていただきたいと思います。

それから、もう一点、教育センターのほうで電話相談などを行っているかと思いますが、国のほうでもSNSを使ったということで、若い人は電話よりもメールですとか、そういったもののほうが相談をしやすいというようなこともあるようなんですけども、当市ではそういった対応は考えるというか、検討されているでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 最近では、電話相談の件数よりSNSを活用した、そういう相談件数がふえてきていると、そういうことがあるのは認識しているところなんですけども、利点としては、SNSは気軽に相談しやすいとか、反応がすぐ返ってくるとか、また相談するハードルが低くなっているような感じがいたします。しかし、相談者の口調だったりとか、表情というのが酌み取れないというようなこともありますし、そんなことで相談者の状況を正しく把握する難しさがあるかなというふうに思っております。また、返す文字についても、相当気を配らないと誤解を生んでしまって、かえって悪い方向に進んでしまうということもありますので、ここは十分に検討しなければいけないかなというふうに思っておりますが、今のところSNSでの相談窓口というのは考えてはございません。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 当市で対応するのも大変だなと思いますけれども、そういった相談のしやすさというか、そういったところは研究をしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

続きまして、その先の助けを求めるといふ一方、自尊心の向上ということを進めるということなんだと思いますけれども、教育委員会のほうでも、私が資料を持っているのは、平成24年とちょっと前なんですけども、自尊感情を高めるためのシンポジウムというのが開催されて、多分そのころだと思いますけれども、当市でも東大和市の児童・生徒の自尊感情について、何か調査ですとかされていたかと思いますが、ちょっとそのことについて、どんな調査だったか、あるいはその結果などを教えていただきたいと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 現在も自尊感情を高めるということで、教育委員会のほうで各学校に、毎年、調査というんでしょうか、アンケートをとっているところでございます。東京都教育委員会のほうで、子供の自尊感情や自己肯定感を高めるための指導資料というものがあまして、こちらは5年間、平成24年度だと思っておりますが、5年間かけた共同研究というのがございます。そこで、子供たちが自尊感情を高めるために、どういふような指導をしたらいいとか、また高まっているかどうかの指標をはかる例が出ております。そちらを活用して、現在、学校のほうでも取り組んでいるところなんですけども、例えばなんですけども、七小なんかでは自尊感情を高めるためということで、学校の校長の経営方針の中にも書かれておまして、先生が褒めることを中心に教育活動を展開しております。それによって、かなり自尊感情が高まってきたというような結果が出てきております。ちょっと具体的な数値を、今お示しすることができないのですけれども、年々、自己肯定感が高まってきているという結果が出ているということは、確かなところではございます。

詳細、申し上げられなくて大変申しわけございませんが、以上でございます。

○4番(実川圭子君) 毎年そういった調査も行われていて、成果も少しずつ見えてきてるのではないかということなんですけれども、いろんなところで、特に外国の生徒さんに比べても、日本人の児童や生徒は自尊感情が低いというような調査などもあったように思いますけれども、そういったことを高めていくということも、一つ大事なんではないかなと思うんですけれども、その中で足立区の先ほどの特別授業では、自分を大切にということで行われていました。よく言われる、この自殺の予防などの中では、命を大切にという言い方もあるんですけれども、自分を大切にということと、命を大切にという言い方の違いをどのよう認識してるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○学校教育部参事(岡田博史君) その規定というのは、なかなかないところではあるのですが、そうですね、自分を大切にという中に、命を大切にするということが含まれてるし、どちらも包含し合ってるかなというふうに思ってるところです。何より大切なことは、生きることってということについて、やはり促進していくというんでしょうか、自分が生きることが大事なんだということですね。子供たちにとってみると、やはり生きていけば必ず壁があって、後ろ向きに考えてしまうことというのも必ずあると思います。でも、それに打ち勝っていくことというのが非常に大事なことだと思っていて、それを打ち勝っていくためには、自分に自信を持って、そして自分を大切にしながら生きていくという、そんな考えなのかなと思うんですが、明確に自分を大切にはこうで、命を大切にはこうですということは、ちょっと申し上げにくいんですけども、ちょっと答弁になってるかわかりませんが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 済みません。なぜこういう聞き方をしたかといいますと、その足立区の特別授業を担当されている保健師の方が、命を大切にという道徳的なアプローチといいますか、そうすると本当に追い込まれているような生徒さんが、例えば自殺未遂をしちゃったような方が、自分の命を大切にできない自分というのは、本当にそういう感情を抱いてはいけないという、命を大切にすることができないという自分を否定してしまうとかね、そういうことが起きてきて、かえって追い詰めてしまうということがあるというふうに言っていました。ですので、そういうあなたでも大切ですよというのが、自分を大切にという意味だというふうに言っています。

例えば子育てにしましても、養育者、母親とか養育をする方としっかり愛着が結べていたら、その後、世界を広げていくことができるということをよく言われてますけれども、教育においても、人権教育とか道徳とかっていうのを進めていると思いますけれども、相手を思いやりとか差別をしないかということはもちろん大切なんですけれども、その一番根本には、やっぱり自分を大切にするという、自分を愛するということができて、その上で相手への思いやりというのできてくるというふうに思います。ですので、そのあたりのことをしっかりと捉えて、このことは進めて、本当に慎重に進めていかないと、弱っている方には届かないのではないかなというふうに思います。

それで、ちょっと先に進みまして、健康増進計画の中に学校と教育機関が行うことということが書かれてまして、道徳教育や体験活動を通じて児童・生徒の心の健康に資する教育の推進を図りますというふうなことが計画の中にあります。この道徳教育では、自分を大切にとか、そういったことになっていくかと思えますけれども、そのほかの体験活動を通じてという部分は、どのようなことを想定して取り組んでいるのでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 体験活動につきましては、先ほど冒頭で岡田参事のほうも申し上げたとお

り、自分の大切さとともに、他人の大切さも認めることができるようにということで、体験活動等を通して規範意識の育成や豊かな人間関係づくり、自尊感情の形成など、人権感覚を育成するための指導を日常的な取り組みとして行っているというものでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 具体的な体験活動というのは、どういうことを示してるんでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 具体的な体験活動としましては、例えば動物の触れ合いとか、家族、地域との交流活動とか、そういったことが考えられるかというふうに思います。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 実際にそういったことを小中学校で実施してるということでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) はい、さまざまな総合的な学習の時間であるとか、特別活動等において、さまざまな教科等において体験活動を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) わかりました。

学校の教育の中でもそうですし、もっと小さい幼児期のころから、遊びの中でそういったことを体験していくというのが、本来の体験なのかなというふうに思います。保育指針の中でも、遊びの大切さですとか、そういったことも強調されていて、お互いの遊びの中で、コミュニケーションの中で育っていくのではないかなというふうに思います。そのことは、わかりました。

次に、最後の中学校でカフェ事業を行うことについてということで、さまざまな取り組みが、今後また進んでいくのかなというふうに思いますけれども、SOSの出し方というような話も先ほどあった中で、足立区の特別授業の中では、とにかく何か相談したかったら、1人の人に相談しても、ちょっと難しかったら、それで諦めないで、最低3人の人には相談したほうがいいよというようなことも、お話をされるようなんですけれども、そういった相談をしたくても、なかなか信頼ができない人には相談するということが難しいと思いますので、その信頼関係というのが非常に大事なんではないかなというふうに思います。各校でも、小中学校でカウンセラーの配置もされていますけれども、そういった方に相談したくても、やはりちょっと敷居が高いですとか、そういったことですとなかなか相談しづらいというようなことも出てきてしまうかと思っておりますけれども、そのSOSの出し方ですね、それを出しやすいようにする何か工夫のようなものがあったら教えていただきたいと思っております。相談しやすいような雰囲気ですとか、そういった工夫が何かありましたら教えてください。

○学校教育部参事(岡田博史君) やはり児童・生徒が自分の悩んでいることだったりとか、日ごろの考えを大人に発信する、その環境を整えるということが一番大事であるというふうなことは認識しております。先ほど議員がおっしゃったように、そのSOSを出せる環境というのは、やはり人間関係が、信頼関係ができ上がってないと難しいということも認識しておりますので、やはりそこは担任や学校の教職員、全ての大人が、スクールカウンセラーも含めて、子供にいつも声をかけたりとか、または挨拶をするとか、何かちょっと変わったときに大丈夫というふうな声をかける、そういう何げない結びつきというんでしょうか、声かけをしたりしながら環境をつくっていくということが、一番の大事なところなのかなというふうに思っております。これは学校だけではなくて、日ごろからお世話になってる地域の方であったりとか、そういう方々の協力も必要になってくるかなというふうには感じてるところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この自殺の対策には、専門家が対応するだけではなくて、やはりさまざまな周りにいる人たちが、みんなで対応していくことが大事だというようなことも書かれてました。そういった中で、何げなく気軽に話ができるような関係をつくっていくというのは大切だと思います。そういったことで、1つ提案として私が、中学校でカフェ事業を行ったらどうかということを項目に載せさせていただいたんですが、実際に西東京市のほうで、公立中学校で、この前、2校目ですか、放課後カフェという形で、そういった居場所みたいなをつくっているということを知りました。

それから、そちらはちょっとお話を聞いただけなんですけど、あと都立の——これは高校なんですけど、砂川高校というところで、学校がやってるというよりも、地域の方が来てお茶を出してるというような中で、ロビーみたいなお茶を出して話をしてる中で、いろんな悩みなどが出てきたりですか、そこにスクールカウンセラーの方も来て、一緒に話をしてるというような様子を見させていただきました。そういったちょっとした何げない場所があるということで、そういう居場所をつくるということも、そこにいていいんだという、存在していいんだというメッセージにもなると思いますので、ぜひ参考にさせていただいて、何かそういうSOSを出しやすい、信頼関係をつくれるような環境というのをつくっていただきたいと思います。

みんなで対応するのがいいんじゃないかということをお先ほど言いましたけれども、そのカフェじゃなくてもいいんですけど、そういったみんなで対応するということが、健康課のほうではゲートキーパーの研修の講座をやってるということだったんですが、学校のほうでは何かゲートキーパーの研修というような、研修ですか、そういったことをやられているのでしょうか。教えてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） ゲートキーパーというような形での研修というのは、学校のほうでは行ってはおりませんが、基本的には研修、全員というわけではございませんが、カウンセリングの初級の初歩の研修というんでしょうか、そういうのは初任者研修の中でも行ってありますし、いずれにしても子供が話したいって思える、要するに話を聞くことが大人としては大事なんだっていうようなことについては、本当に初任者のところから研修をしてるところです。大人の側から子供の気持ちを受けとめる、また受けとめたいっていう、そういう気持ちが子供に伝わるように接していくことが大事だというような、そんな研修はしているところがございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） さまざまちちょっと述べてきましたけれども、当市は日本一子育てしやすいまちということで進んでいますけれども、行き着く先に若者の不幸があつては、本当に安心して暮らし続けられるまちというのがむなしく聞こえてしまいます。市民の命と暮らしを守る自治体として、全力で対策をとっていくべきというふうに考えます。個々の事例を分析して、原因となつてることを少しでも軽減できたら、私は自殺を防ぐことができると思っています。個人の問題として片づけなくて、何ができたかしっかり見きわめて、今後、不幸が続かないように対応していただきたいと思っています。来年度、教育のほうでも、またいろいろ動きがあると思いますので、ぜひ期待したいと思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 野 志 乃 夫 君

○議長（押本 修君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

[2 2 番 中野志乃夫君 登壇]

○22番(中野志乃夫君) やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず1点目は、市内を走る各種公的なバスの連携を図ることはできないかということであります。

ちょこバス、また、は～とふるの送迎バス、市民体育館での送迎バス等について、それぞれの用途、目的は異なりますが、高齢者や障害者ら交通弱者と呼ばれる人たちの交通手段として活用や連携はできないのか、その点についてまずお伺いいたします。

2点目には、市有地の活用について。

未利用の市有地はどのぐらいあるのか。暫定的に活用されてる市有地の場合、どのような活用のされ方をしているのか、それについてお伺いいたします。

3点目として、障害者施策に関して。

みのり福祉園を総合福祉センター は～とふるに移行させたわけでありますけれども、このことに関してどのぐらいの経費削減が図れているのか、どうだったのか、その点を教えていただきたいと思っております。

4番目、専門職員の確保と待遇についてであります。

これは当然市の職員に関してですけれども、市民の要望やその対応について、年々専門性が問われる中、地方公務員法の改正により非常勤職員などの待遇が変わることになっております。本市としては、専門職員の確保をどのように図るつもりでいるのかを、お聞かせ願いたいと思っております。

この場での質問は以上であります。あとは自席で行わさせていただきます。

[2 2 番 中野志乃夫君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、ちょこバスや公共的施設の送迎バス等の連携による交通手段としての活用についてであります。ちょこバスは不特定多数の方を対象に運賃をいただいて、定時定路線で運行する公共交通であります。一方、施設の送迎バスは、福祉施設や体育施設など特定の施設や特定の利用者を対象とする個別の輸送手段であります。それぞれ運行対象や目的に応じて、車種、車両の所有者や設備、ルート、道路運送法上の取り扱い及び運転免許証の種類などが異なっております。そのため、相互の連携を図るためには、運行の安全及び安定の確保を第一としながら、関係法令や近隣市の状況などを研究していく必要があると考えております。

次に、市有地の活用状況についてであります。現在、みのり福祉園跡地、第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地が、市有地のうち未利用地となっております。普通財産の主な活用事例としましては、自治会集会所、向原保育園、総合福祉センター等の用地として貸し付けを行っております。また、将来的に公用、または公共用としての利用見込みがない土地につきましては売却処分に努めております。

次に、旧みのり福祉園から総合福祉センター は～とふるに移行したことによる経費の削減についてであります。総合福祉センター は～とふるは、新たな地域福祉の拠点として、旧みのり福祉園で実施していた事業、新規事業を初め、その他の事業を行う施設として整備いたしました。開設に当たり、より効果的、効率的に事業を実施するため、民設民営方式を導入したことにより、旧みのり福祉園の施設管理や人件費等について、一定程度の経費削減を図ることができたものと認識しております。

次に、専門職員の確保についてであります。市では専門的知識や資格を有する職員については、これまで嘱託員として任用してまいりましたが、今般、地方公務員法の改正により、新たに会計年度任用職員制度に移

行することとなりました。具体的な対応等につきましては現在検討中ではありますが、市民サービスを低下させることのないよう、引き続き専門的知識や資格を有する職員の確保に努めてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○22番(中野志乃夫君) それでは、まず1点目の市内での各種のバスに関してお伺いいたします。

この問題は、たまたま私もちょっと市民の方から言われまして、そこでちょっとそういうバスがあるのということに気づいたことで、質問させていただきました。それは、当然ちょこバスに関しては、以前からいろいろその採算性についてや、また利便性について、また料金についても、いろいろ私も御批判を受けて、批判をされて、もっと活用できるようにならないのかということと言われてきました。

その中で、具体的には、例えばこれはたまたまは〜とふるに関しても、市内中心に車椅子等を載せれるリフトバスを回っていらっしゃる、回っている。その一方で、市民体育館が、民間の委託といいますか——になって、その市民体育館ですこやかスマイルバスというんですか、そういう形で送迎を行ってるということは、ちょっと正直、私も知りませんでした。市民の方から伺って、すごい便利だから大変いいんじゃないかということをお伺いしました。

まず、具体的には、このロンドスイミングですかね、ロンドみんなの体育館が運営しているこのすこやかスマイルバスに関して、私もちょっと見させていただいたら、10時から体育館ですね、10時、11時、12時、さらに14時、15時、5回、体育館を出発して、市内を西ルート、東ルートですね、回って、それも市内をくまなく、満遍なく回ってる。しかも、それが、年間の利用料が540円、消費税込みで540円で自由に使えるというね、大変これは、ある面、ありがたいものができたなと感心しています。これに関して、まずこういうバスの運営に関しては、市のほうの働きかけもあって、こういう形になったのか、それともこれはもう委託業者が独自でこういうふうにしたのか、その辺はどうなんでしょうか。

○社会教育部長(小俣 学君) 市民体育館の指定管理者が運行させておりますすこやかスマイルバスにつきましては、最初に指定管理者となるときに提案をいただいております、その提案を実現させて、平成27年の12月から運行を予定どおり始めたということでございます。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) ということは、指定管理者のほうで独自に進めて、具体的なルートとか、こういうとまる場所ですね、時間等も独自でやってるといことなんですね。これに関して、実際のどのぐらい今、始めたばっかとはいえ、利用者数とかがあってとか、どういう利用実態になってるかというのは、把握されてんでしょうか。

○社会教育課長(佐伯芳幸君) すこやかスマイルバスの利用実態と利用実績でございますが、まず実績のほうにつきましては、平成27年12月から4カ月間、27年度の実績ですが、稼働日数が78日間、利用者数は255人、平成28年度は4月から3月までの12カ月間で、稼働日数が244日、年間利用者数が813人、平成29年度は4月から1月までの10カ月間での稼働日数が202日、利用人数は627人でございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) ありがとうございます。

実際、丸1年間でのいうと800人を超える利用者があるということで、これは少なくともこの案内を見ると、体育館だけじゃなくて、体育施設等の利用を認めるというふうに、等というか体育施設、つまり体育館以外で

も Rondominnano —— 委託事業者が運営している施設に関しての利用を認めるというふうに理解してよろしいんですか。

○社会教育部長（小俣 学君） この運行ルートにつきましては、市内の体育施設、そこで指定管理者に管理運営をお願いしております桜が丘市民広場、上仲原公園、そういう管理運営している場所を必ず経由して、その利用に供していただくために、ルートの中に位置づけて、そこを利用していただくために、ルートとして定めたというところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） この点ばかりちょっと具体的に聞いて申しわけないんですけど、つまりね、これだけの利用者さんもあって、市内をくまなく走ってるということで、年間の料金も大変安いという形ですけども、これに関しては特に市のほうが何か金銭的な負担をしてるとか、援助してるということはないんですよね。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 市の金銭的な負担ということでございますが、市のほうから指定管理委託料が毎年度支払われてますので、その財源が充当されてるというふうに考えられます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 当然、指定業者のほうが、そういう形でこういうのを回って、当然せつかくの公共施設、体育館、スポーツ施設をより皆さんに使ってもらいたいと、そういうことから独自に始めてということで、実際の管理委託料そのものの中から当然支払われて、特別にその分だけ別個に支払ってるわけではないということですよ。そうすると、私としては、さすがに民間の発想として、非常にうまくこういうことをやっていただいて、大変ありがたいと思うわけです。

ただ、一方で、これはあくまでもスポーツ、体育施設の利用という目的に限られてしまうんですけども、ある面、市内に走ってるちょこバスが、なかなか利用者が少ないとか、いろいろ考えたときに、こういったことを何かもっとうまく、市民からすればね、活用して料金的なことも考えたら圧倒的に、じゃ自分も体育館のその利用の一員になってと、そういう登録して利用して、これがもっと活用されると、ある面、変な話、ちょこバスにかわるような役割を担ってしまうんじゃないかと。ちょっと発想は変なんですけども、特定の目的のために使われてるバスですけども、いざそこで非常に縛りの緩い形で、そういうものが運営されてると、運行されていることを考えると、もうちょっとちょこバスにも利用できていいんじゃないかと、市内のそういう交通弱者の人たちのことを考えてもいいんじゃないかと思うんですが、検討する余地があるんじゃないかと思うんですけども、そういった実態を、ちょこバスはちょこバス、今、主管のほうでは体育館に、すこやかスマイルバスに関しては社会教育、別個なんですけども、これをトータルでどう検討するという部署というのは、今現在、市のほうにはあるんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） ちょこバスは、公共交通でございまして、スマイルバスなどの民間のバスと使用目的も異なりまして、その法体系的にもちょっと異なっております。ちょこバスにつきましては、道路運送法が適用されて、事業を始めるに当たっての参入の許可ですね、そこも非常にハードルが高いような形でございまして、その上、実際に路線を持つということになれば、ルートの安全性とか安定性なんていう形のいろんな国のチェックも入ってくるというようなところでございます。

一方、スマイルバスさんのほうは、恐らく民間のほうで独自でやられてるということで、道路運送法の適用は受けていないようなバスだというふうに思います。やっぱり目的とかがかなり異なりますので、公共交通の立場からいたしますと、民間の送迎バスみたいなものが、公共交通側に入ってくるということは、やっぱり課

題が大きいというふうに考えておまして、そういった意味での検討というのは、今のところはしていないというところ。ということで、送迎バスとちょこバスなどを連携させるような、そういうところは今検討していないというところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） たまたま先日、せんだって大雪が降って、本当に市内のいろいろ交通が、ある面、ちょっと大変不便な状況になったときに、ちょこバスが大変多く利用されて、本当に皆さん驚いてました。すごい、こういうときにこそ、ちょこバスはあったんだというか、すごい利用されてました。逆に言うと、そういうときがないとなかなか利用されていない実態もあって残念なんですけれども、今回こういうところを見ると、もっといろいろですね、これが逆に言うと市民の人が、私も正直、知りませんでした、こういうスマイルバス、黒字で、そんな安い値段で利用できて、それで本数も多いというね、市内を満遍なく回ってるというの。これ市民の方が知ったら、ああ、じゃ自分も会員になろうということがもっと起きるんじゃないかと、まず1点、思ってます。それは、市民のスポーツ促進とかいう意味でも、大変悪いことでないし、大変プラスになる話ではないかと思うんですけども、そういうところももっと交通機関のことでうまく連携して、協議する場というのは現状はないんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 今議員のおっしゃられたようなことを、今検討していく場というのは特にございませんで、それぞれの立場で研究していきまして、お互い活用できるようなことがあれば、その時点で連携していくような、そういう形になっていくんじゃないかというふうに思ってます。

以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時40分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○22番（中野志乃夫君） 引き続きちょっと市内のバスのことで数点伺いますが、まずこのすこやかスマイルバスですね、すこやかスマイルバスに関して、基本的に指定管理者として、このバスの事業というんじゃなくて、市が指定管理者、ロンドに払ってる年間、金額は幾らなのかだけ、ちょっとまず教えてください。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 平成28年度の指定管理委託料で申し上げます。8,760万円です。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 指定管理費として、1億も満たない、それだけの8,700前後といいますかね、そのぐらいの金額でそういった、各体育館だけじゃないですよ、いろいろほかのテニスコートとか、ほかのスポーツ施設も含めて、管理委託に合わせて先ほどのような市内体育施設循環バスってなってますけれども、そういったものが運営されてるといのはね、私は大変ありがたいことだし、民間のいい点を生かしてるなと感じます。

あわせて、ちょっと伺いたいのは、今ちょこバスに関してですけども、コミュニティタクシーですか——に関しても、いろいろ検討して、少し試行的に始めるということですけども、これ具体的にちょっとどういう形になるのか、わかっている範囲で教えてください。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） コミュニティタクシーにつきましては、現在、芋窪地区と湖畔地区の2地

域で導入に向けて、地域主導で検討会が立ち上がりまして、市も一緒になりまして導入に向けた検討をしているところでございます。現在は地域の方たちと一緒に考えたルートを運行したいということで、道路管理者、交通管理者といろいろと調整をしているという状況でございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと実態が私も正直よくわからないんですけども、コミュニティタクシーというのは、実際のタクシー事業者にそういったところを専門で走ってもらうというような発想で、市として費用負担というのがどのぐらい想定しているのか、ちょっとわかる範囲で教えてください。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） このコミュニティタクシーの仕組みと申しますのは、東大和市のコミュニティバス等運行ガイドラインというものを定めてございまして、そのガイドラインに沿った形で運行を考えているものでございます。市内の公共交通の空白地域というところをガイドラインで洗い出しまして、そこに対して路線バスやコミュニティバスのような大きな車体ではサービスが提供できないというところに、もう少し地域限定で小さな車両で運行し、そちらの交通手段の確保を図っていきたいという取り組みの内容になっておりまして、ガイドラインに基づく基準といたしまして、市からの補助金は年間500万円を、500万円規模を限度としたいということで定めているものでございます。そこに見合うようなものとなるように、地域の方たちと検討しているところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

そのコミュニティタクシー、先ほどのすこやかスマイルバスとはちょっと目的は違うわけですけども、ただそういう形で今の市内の公共交通といいますかね、いろんな不便なところを解消していくというのは、積極的にやっていただきたいと思います。いずれにしても、ちょっと今回は、この点はこの程度で終わるんですけども、いろんな情報がなかなか市民に知られてない。恐らくすこやかスマイルバスという、市内をくまなく、そういうバスが走っていることも、実際多くの市民の方は知らないし、それは自分とは関係ない、ちょこっと体育館を利用したことがある人でも、ちょっとよくわかってないこともあると思いますし、やはりこれはどこかで、市内でこういう循環バス以外にも、こういうバスが走ってて、こういう目的であれば市民も使えますよという事は、やはり周知、宣伝すると、市民にとっては大変ありがたい話だと思うし、行政的にも私はプラスになると思っております。ぜひともその点は、考えていただきたいと思います。

1点目は以上です。

2点目、市有地の活用について伺います。

一応、現状ですね、市有地で未利用というのは、みのりの跡地や給食センターの跡地ということでありました。あと実際は暫定的にということで、自治会等での集会所、あと向原保育園とか、は～とふるもそれに当たるそうですけれども、この中でちょっと1点伺いたいのは自治会ですね——として暫定的に使用している南街の連合自治会の集会所なんですけれども、これ自身は管理をされてる自治会の方もちょっと勘違いをされていて、土地も国有地で建物もいじれないんじゃないか、修繕できないんじゃないかみたいなことを言っていたんですけども、実際はこれはあくまでも市の市有地に建ってて、暫定的に使ってもらっているという経過でありますから、これは土地も建物も市の所有という判断でよろしいんですか。

○総務管財課長（岩本尚史君） こちらの南街地区自治集会所でございますが、はい、建物、土地ともに市の所有ということでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) であるならば、これはじゃ、具体的に今の建物が少し老朽化してるといいますか、昔のプレハブの形の建物ですし、いろいろ不便なところもあったり、ちょっと時々修繕も必要なのということになってますけども、それは基本的に市のほうで建て替えなりとか、そういったことを検討するような内容になってるんでしょうか。

○総務管財課長(岩本尚史君) こちらの使用貸借ということで、契約上は維持管理のために支出する費用、こちらは借り受け人の負担であるという旨の記載がございますが、今おっしゃっていただいたような屋根の塗装ですとか窓枠の修繕等、こちらについては市のほうで行っております。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。

これもなかなかわかりづらくて、私もちょっと把握できてなかったんですけど、実際、今その自治会の集会所のときに、防災用のいろいろなものも置いてあったり、いろんな活用がされるということですし、もともといろいろ歴史があって、南街のいろいろ使われ、自治会や、そういう使ってたものを生かして、いろいろやってるそうなので、当然、市民のほうの自治会としても、いろいろどうしても不便なときのことで、少なくとも確認できればいいんですけど、今後のことを考えれば、いろいろ建物が老朽化して、困ったときは市と協議して、いろいろ負担がね、全額市の負担になるかどうかは別にしても、いろいろな運営上は、市と協議してけば改善することができると、その辺はそういう確認でよろしいんですかね。

○総務部長(広沢光政君) 集会所の関係でございますけれども、基本的には建物、40年以上たって古いことは古いですが、先ほど課長のほうからも御答弁申し上げましたとおり、建物自体を建て替えるというようなことは、これは非常に難しい、困難だというふうに考えてございます。現状は、今現在も運営委員会の方々に丁寧に使っていただけてますけれども、今御質問者がお話ありました修繕できる部分について、その部分について、いわゆる躯体構造的な部分については、市のほうでもできる限りやっていきたいと。一般的な修繕については、運営委員会側でやっていただきたい。できるだけ長く使っていくというようなことで、今考えてるところでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 修繕はできるけど、根本的に建て替えはできないというのは、建て替えできないという理由としては、具体的にちょっと何があるんでしょうか。

○総務部長(広沢光政君) 一応、建物自体も大ききなものもありますし、予算的なものもございますので、今すぐにそれを建て替えるというようなことでは難しいということで、今お答えしました。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。

全く建て替えができないということじゃなくて、なるべく予算的なことを考えて、将来的には必要性があれば検討はするという理解でよろしいんですね、じゃ。つまり、全くあの同じ場所に建物をつくることができないということなのか、その辺が何らかの公的な規制があってできないとか、何らかの問題があるということになるのか、その点だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○総務部長(広沢光政君) 一応、私どもとしましては、公共施設全体の建物の改修等を今もやってる最中ですが、そういった全体的な枠組みの中で、一つとして考えていかなければいけないということでございます。

○22番（中野志乃夫君） 公共施設全体の中の枠組みで考えるということであれば、了解はいたしました。いろいろなことで、検討はできるというふうに理解いたします。

次に、障害者施策に関して、ちょっと旧みのり福祉園から、は〜とふるに移行されたということの中の民設民営にしたことに関して、人件費の分だけは削減になったという形の答弁だったと思うんですけども、単純にもうその点だけが削減になったという見方なんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は〜とふるには、旧みのり福祉園の事業を引き継いでいただきましたので、旧みのり福祉園における管理運営費、それから生活介護就労継続支援事業の事業費、それから職員の人件費等の削減ができたというふうなことになります。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） は〜とふるに関して、人件費は削減したということですけども、実際に運営の委託費ですね、それに関しては今までと変わらずといたしますか、その点はそういう形になってるんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） みのり福祉園から移行しました生活介護、就労継続支援に係る給付費については、今まで同様に市から事業所に給付するという形で変わりはありません。ただし、総合福祉センター は〜とふるに移行しまして、新規の事業等で始めました事業の拡充も含めて、行っております地域活動支援センター、それから就労生活支援センター、ケアラー支援事業等につきましては、委託の事業として支出をしているというようなことでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） そうすると、単純に旧みのり福祉園のときの人件費を含む運営費と、今のは〜とふるに対しての運営委託費との金額の差というのは、どのくらいあるんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 先ほど申し上げましたみのり福祉園の運営費、それから生活介護等の事業費、職員人件費につきまして、27年度の決算ベースですが、およそ1億9,000万円ほど支出があります。そして、それに対して同じくみのり福祉園が歳入をしていた自立支援給付費ですね、訓練等給付費や介護給付費、そちらのほうがおおよそ9,000万円ほどございます。ですから、そこの中でおよそ1億円程度の削減がなされておることになります。そして、一方、新規事業、あるいは既存の事業の拡大ということで、平成29年度当初予算で、おおよそ2億円程度の事業費を委託料等で計上しておりますので、差し引き新規事業等の実施を含めて1億円程度の増額ということで、実施をしていただいているということでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 新規事業ですよ。もうやってもらってるとか、いろんなこともあるので、いろいろその結果的には、運営費的にはふえてはいるということですよ。予算書を見ても、確かにそう減ってるわけじゃないというのは実感してましたし、当然新しい事業、あと実際にB型にしても生活介護にしても人数をふやしてるから、その分の上乗せが当然あるだろうとは思ってますけども、やはり結論的に言えば、より効率よく、うまく運営されてればそれで問題はないし、そういう形でぜひお願いしたいんですけども。

ちなみに、ちょっと先ほどの公共的なバスのことも関連するんですけども、今、は〜とふるでやっている送迎バスに関するこの委託費に関しては、実際今、幾らぐらい、これは市が負担してる形になってんでしょうか、それともは〜とふる自身が捻出する形になってんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は〜とふるにおけます利用者の送迎に係る経費でございますが、総合福祉センター は〜とふるを運営する法人が、民間の旅客運送事業者に委託をして運行しておると

いうことでございます。市におきましては、旧みのり福祉園においても同様の形態で送迎を行ってまいりましたので、それに対する補助ということでの支出をしておりますので、運営法人が事業者に委託している額については把握はしておりません。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 把握はしてないということですが、でもその分に関しては、市としては補助として支出しているということですね。ですから、一定の金額は想定はできると思うんですけど、それはどのぐらいでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 送迎の経費に関する補助につきましては、総合福祉センターは～とふるの運営費等補助金の中の一部として支出をしております。今年度につきましては、まだ概算払いの額でございますので、確定はしておりませんが、2,100万円程度の補助を行っておるということでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。概算ベースということですから、また改めてちょっと金額は確定したと思いますけど、ちょっと今まで私のほうは、ちょっと4,000万ぐらい支払ってんじゃないかという言い方もしてましたけど、概算ベースでいえばまだ2,100万ぐらい、それは市が補助として援助しているという形だと思います。

わかりました。

ちょっと今回は、その辺の確認だけで、やはり市民の立場といいますか、各障害者団体からも、引き続きやはりは～とふるは別に、うまく運営してほしいというのは当然そうなんですけど、やはり各市内のB型施設等は、やはり送迎費、送迎するのに大変な苦勞して、本当にもう少ない給付金の中からやりくりして、特に市からこの事業所もそんなに、一定、一部はこんなに、東京都の補助金と合わせて市からも少しいただけてますけども、少なくとも送迎に関しては1円もいただかない中で、頑張ってお送りやっていますところですから、やはりその点はぜひ市でも考えていただきたいなと思います。

次に、専門職員の確保と待遇についてお伺いいたします。

一応、地方公務員法の改正により、非常勤職員などの待遇が変わることになると。これは当然、皆さん御案内のとおり、今民間のほうも5年以上、有期雇用の方が無期雇用に変わるという形での大きな変更があって、今いわゆる雇いどめという問題も起こってます。やはりそれに絡んで、当市でも非常に多い人数、つまり正規職員以外の非正規職員の割合が大変高い自治体でもあります。その点でいえば、主要なね、いろんな役割の多くを非正規職員が担っている現状でもありますし、やはりその人たちがよりきちっと働けるような待遇改善を、ぜひ求めたいんですけども、まずちょっと前提として、今現状で正規職員、非正規職員の割合は最新の調査ではどのぐらいの割合になっているのでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 正規職員と非正規職員の割合ということですが、昨年4月1日時点での人数で申し上げますと、臨時職員が487名、嘱託員が185名、それと一方で正規職員が再任用職員を含みまして505名ということになります。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） その割合というか、何%かというのはちょっと出てこないのかな。

これはやはり多摩でも大変高いほうに位置づけられますよね。つまり、ほかの市の正規職員と非正規職員の割合からしても、その辺はどうでしょう。

○職員課長（矢吹勇一君） 他市との比較するというところでございますが、他市の同じような数値を私のほうで持ち合わせておりませんので、比較ということはここではちょっとできないんですけども、人数としては多いということは言えるというふうには考えてございます。割合としては多いというふうになると考えております。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと事前にそれ調べておいてくれって言ってなかったんで、その程度で結構ですけども。大分以前に、それこそ八、九年前の調査で見ると、資料で見ると、多摩でも上から3番目ぐらいに、いわゆる非正規職員の率が高いといえますかね、当然五十数%、半分以上が非正規職員で東大和市では担われているということでありまして。その中で、今回、嘱託員とか臨時職員も含めて、一応、制度が変わって新しい体系でということになるんですけど、今回この制度改正に当たって、各嘱託員や非常勤職員、臨時職員に対しては、もう一旦ここで終わりますと、そういう通知というのをそれぞれ出されて、それで今後どうなるということも通知されてるのでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 今回の地方公務員法の改正に関しましては、新たに会計年度任用職員制度というのが、法律上、定められることとなりました。その新たな会計年度任用職員に関しましては、施行が平成32年の4月1日からということになってございます。この間までに、各自自治体においてどう適用させていくかということを考えていくこととなります。当市におきましても、現在、東大和市において、どうこの新たな制度で適用させていくかということを検討している段階でございますので、まだ直接的には嘱託員さんとか臨時職員さんに対して、直接説明ということはまだ行ってございません。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） まだされてないということですけども、実際、例えば嘱託員に関して、1年任期で6回までということで、5年を超す方もいらっしゃるって、そういった方に対しては一旦あれじゃないですか、もうここで終わりですっていう案内は出してるんじゃないですか。その辺は。

つまり、そういうもう超えた方に対しては、そういう案内を出して、もし再度、また仕事をしたいければ、こういうふうなことがありますということは言ってないんですか。

○総務部長（広沢光政君） 先ほどの職員課長のほうからもお話がありましたとおり、現在、市のほうでも平成32年の4月の施行に向けて準備をしてるところですが、そのステップとして、まず臨時職員、非常勤職員、現状の当市の実態を踏まえた上で、特別職、非常勤職員、または臨時的任用職員の適正な確保に向けて検討を行った上で、会計年度任用職員に移行する方もいらっしゃいますし、それが根本的に必要のないというようなものもあるわけございまして、まずそこがはっきり検討が終わりませんと、現状の方々に対しての通知というのなかなか難しいというふうには考えてるところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ちょっとそこがよくわかんないんですけども、例えば嘱託員に関して、いわゆる専門分野の方たちを嘱託員として当市は雇ってると思うんですよ。その専門分野の人たちで、もう既に、ちょうどもう任期切れになって、つまり1年交代、6回まで更新というのを慣例として当市はやってきたわけですけども、そういう該当者が既に何人かいらっしゃるんじゃないかと。そういった人たちに対しては、どういう対応してるのでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 基本的には、この制度によって、今現状、当市でいえば臨時的任用職員さん、それから非常勤の特別職さんということで、嘱託員さんなんかは勤務していただいておりますが、ほとんどの方が、恐

らく会計年度任用職員に該当する方々になってしまうんじゃないかなというふうに思います。それが全てそちらのほうに移行できるかどうかというのは、先ほどもお話ししたとおり、これから検討していかなければならないんですが、今御質問者がおっしゃったような制度上の話からいえば、確かに期限がまたがることはないということを総務省のほうでも言ってますので、一旦、32年4月1日前に、例えば現状の嘱託員さんに関しては、一旦そこで制度的には廃止になるというんですかね、そういう形にはなります。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと、いや今こういう答弁があったんで、そっちの答弁のほうでちょっとまず聞きますけども、いわゆる会計年度任用職員に関して、ちょっと実態、私もよくわかってないんですけども、その会計年度任用職員というのは、今までとどこが多く違う形になるんですか。

○総務部長（広沢光政君） 今回の地方公務員法、それから自治法の改正の内容ということで申し上げます、一般職の会計年度任用職員制度を創設するというのはもちろんなんですが、従来、その任用ですとか、服務規律、こういったものの整備を図るといって、それが一番大きなことでございます。特別職の非常勤職員といっって、今採用はされてるわけですけども、本来あるべき特別職非常勤職員というのが定まります。それがなおさら厳格化されてくると。臨時的任用職員についても同じでございます。それに合致しない方々について、今度、会計年度任用職員という、そういった制度のほうに必要性があれば移行するというようなものでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） いわゆる会計年度任用職員というのは、そういう市のほうのね、もともと合致しない人がそっちに移行するという事は、分けるということは、やっぱり有期雇用ということの意味合いなんですか。そこがよくわかんない。つまり、制度が変わって、今までの人たちの例えば任用期間、任用期間はこれはもう単純に有期雇用から無期雇用に変わるという前提として判断していいのか、その辺はどうなんでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 任用の期間に関しましては、その任用された職員、会計年度任用職員でございますが、その年度の属する、4月1日であれば3月31日までの1年間、これがマックスで最大の任用期間という形になります。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） それは、じゃもうそのところで終わりだという、単純にそこで打ち切って、その人を再度任用することはもうないという前提なのか、再度そのため、任用するためには、やはり何らかの試験なり、そういったことのあるをしてもらい形になるのか、その辺なんですけども。つまり、現状、どこが大きく変わるのかという点で、ちょっと私もよくわからないことが多いし、それでそのことによって、その働く職員にとってもどうかというのもあるし、市にとってもそれがプラスになるかどうか。それはもともと東大和市は、財政規模の小ささからいっても、専門職員をなかなか、専門職員として正規採用ができてない形ですよ。本来いろいろ学芸員とか、いろいろな人たち、司書もそうですけども、専門職員、各分野でほしいところだけ、基本的には一般採用、一般職として採用していろいろやってきてますけども、ただ一般職として採用してる限りにおいては、同じ部署にずっといて、そこで研さんを積んで知識を蓄えるとかなかなかできないと。常にほか、大体五、六年で回ってしまうというね、そういう弊害も出てるわけです。

だけど、それを補う意味で、今まで嘱託員、非常勤の人たちとか、そういう形で活用されてきたと思うし、それは確かに法的なきちつとしたものがないから、とりあえず慣例として今、東大和の場合は6年という形で

やってきてましたけどね。それが今後、さらにそれがプラスに働くような形の制度改正になっていくのか、逆に言うともうそういう専門職の人たちは、はい、もうそれで終わりですと、もうせっかく蓄積もなく、また新たな人を雇ってというね、この繰り返しになってしまうのか。ちょっと私は、市にとっても、やっぱりその専門職の人たち、言ってみれば財産ですから、その人たちの力というのは大変大きなものがあると思ってますから、その人たちにとってプラスの制度設計をするのかどうかというね、そこが問われてると思うんですけども、その辺をちょっとわかりやすく説明していただけたらと思います。

○総務部長（広沢光政君） 現在の制度についてまたお話ししますとごっちゃになっちゃいますんで、今度の会計年度任用職員に限ってお話しさせていただくと、現状では先ほど申し上げましたとおり、任用期間というのは1年間ということでございます。その再度の任用という言い方がいいのか、ちょっとわかりませんが、それについてはまだはっきりとした見解とか、まだ出ておりませんので、当市のほうとしても、それは今後検討していかなきやいけない部分だというふうに考えてます。恐らく再度の任用ということが可能になってくるんじゃないかなというふうには思いますが、それに当たっては、これも恐らくでございますが、客観的な能力の検証ですとか、そういったものを経た上でという形になってくるのではないかとこのように思っております。以上です。

○2番（中野志乃夫君） なかなかちょっとまだわからないということですけども、実際どうなんですかね、市としてもどうやっぱりそういう優秀な、今まで頑張ってきた、例えば司書の方でもいいし、学芸員の方でもいいしね、そういった蓄積の持った、いろいろなことが、ノウハウ、わかっている職員をどう生かしていくかという観点から、いろいろ考えていただきたいと思っております。

つまり、それは私が市役所を見渡してと言ったら変ですけど、いろいろ相談したりとか、いろいろお願いごとするときでも、はっきり言って正規職員より、非常にわかっている臨時職員もいますし、当然、嘱託員もいます。つまり、もう蓄積で、その人に聞いたほうが、もう即、答えが出てくるような優秀な方も数多くいます。そのことを考えると、例えば今実態として臨時職員でも、一応形の上では半年、更新の1年という形になってますけども、同じ方が連続してずっと勤められてる方も多くいらっしゃると思うんですよ。例えば、ですから臨時職員でそういった方が、大体、これ平均って出せるのかどうかわかりませんが、臨時職員の方、実際、同じ方が平均何年ぐらい勤めてるのか。嘱託員の方で実際何年ぐらい、やっぱり途中でやめられる方もいるかもしれませんが、実際、嘱託員の方たちは大体平均何年ぐらい勤めてこられたのか、その辺はちょっと数値が出せますか。

○職員課長（矢吹勇一君） 臨時職員、嘱託員の平均の勤務の継続した年数ということでございますが、そういった済みませんが、数値は持ってございません。以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 平均という形でいうと、ちょっとそれはまとめてないかもしれませんが、例えば臨時職員で本当だったら1年で任用を終ると。それで、実際は一月ですか1カ月、間を置いてもらって、一旦やめた形をとってもらって、再度、同じ方が勤めるという場合が、実際、数多く実態はあると思うんです。その辺で、例えばそういった方で五、六年、同じ方が勤めてる、10年勤めてるという例はありますよね。その辺はどうですか。

○職員課長（矢吹勇一君） 臨時職員の任用に関してということで、理解してよろしいかと思いますが、あくまで臨時職員の任用に関しましては、6カ月の任用期間が制限がありまして、1度だけの更新が認められてると

いうことをごさいますて、当市においても、その1年、1回更新して、1年を超えて任用しているということ
は行っておりません。その後、まだ職が、仕事があるところにあるという場合には、改めて新たな任用を行うとい
うことでやっておりますので、たまたま同じ方が新たに任用されるということは現実的にはございますが、私ど
ものほうでは全く別な任用というふうを考えてございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 公式見解がそういうことなのかどうかね、私にはちょっと理解しかねるんですけど
も、先ほど私が言った正規職員より、その人に聞いたほうが良いという職員は臨時職員です。もう何年もいら
っしゃって、もう相当ノウハウ、いろんなことがわかってて、いろんなことを本当に的確に、即座に答えてく
れます。当然、全く偶然にその人が、また1年で任用が終わって、何年かしてまた採用されてということでは
ないはずですよ。実態は、そうじゃない。嘱託員に関してだつて、あれだつて慣例として6回までということ
をやつてきて、そういった方もいて、その同じ方がまたさらに嘱託員になったかどうかちょっと私も定かじゃ
ないですけども、たしか以前はそういった方もいたと思います。一旦、以前、私、覚えてるのは5年更新だつ
たときかな、ときに一旦終わったんだけど、やっぱりその人がどうしても必要だからということで、さらに5
年更新いったのかどうかわかりませんが、そういった形で、その職種、その立場のほうの要望もあつたか
もしれませんが、どうしてもその方を、今手放しちゃうと本当に困るということですね、実態はそういうこ
とがあつたと思うんですよ。だから、今の形でいうと、もう全部きれいさっぱり、そういった方たちはもうい
なくなると、ちょっと本当にそういう、ましてうちの場合は正規職員以上に、そういった方たちで占められて
ますから、そこはちょっと公式見解で言うんじゃないで、ちょっと実態に即した調査をしてほしいと思うん
ですけども、そういうことはできないんですか、どうなんですか。

○総務部長(広沢光政君) その辺につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今、緒についたというこ
とで検討しているところでございますので、できるできないの話じゃなく、それを今やつてる最中ございま
す。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) そういうのであれば、とにかく現実問題として、今東大和市は嘱託員とか臨時職員
に頼るべきものがすごい多い市になってます。当然そのためには職員も、よりいろいろ勉強も研さんして、そ
ういった人たち、うまく仕事してもらふようなことをアドバイスしなくちゃいけないでしょうけども、ただや
はり専門職制度をとれない関係上、どうしてもその専門分野に限っていえば、そういった人たちに頼らざるを
得ない実態があるわけですよ。ですから、その分野で本当に活躍してきて、いろんなことで貢献してきてい
る人たちを、なるべく生かすような運用をぜひしてもらいたい。つまり、そういった人たちを切り捨てて、ま
た新規で新しい人で、また一から覚えさしてという、そういうことよりは、なるべくならそういうベテランの
人たちの蓄積を生かすような職員採用なり、そういう体制で、この制度の改正に当たっていただきたいことを
要望して、私の一般質問を終わります。

○議長(押本 修君) 以上で、中野志乃夫君議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長(押本 修君) 次に、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

[2 番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、桜が丘市民広場の整備について。

①冬季は午後4時までしか利用できず、平日は児童・生徒の放課後利用が不可能になっている現状について改善を求めてきました。前議会では、t o t o補助やオリンピック・パラリンピック補助などを活用すれば、ほぼ市の負担なしで準夜間照明を整備できると提案しました。その後の調査・検討状況について伺います。

②防球ネットが一部低くなっているため、ボールが桜街道などに飛び出して危険な事例があると聞きます。市の現状認識と対応、対策について伺います。

③バリアフリー化工事の概要と利用団体等からの要望、実施に当たっての問題点などについて伺います。

2、国民健康保険の広域化に伴う6年連続の保険税大幅値上げなどの諸問題について。

市は、ことし4月から6年連続で国民健康保険税を値上げし、1.4倍化しようとしています。国民皆保険制度を脅かすものであり、値上げすべきでないと考えますが、以下、伺います。

①国保会計の現状と展望について、また市の取り組みについて、市の見解を伺います。

②国保加入世帯の暮らしの実態、負担能力についての市の見解を伺います。

③6年連続で国保税を値上げし、1.4倍化するというのは、医療を受ける権利そのものにかかわる大改革です。これだけの改革にふさわしいプロセスを踏んでいるとは思えません。市の認識を伺います。

3、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホームなどの福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

市内には未利用の国有地が約3万平米、未利用の公有地は都営団地建て替えに伴う創出地11.5万平米のほかに、保育園用地として4カ所が改めて示されました。市の未利用地としては、みのり福祉園跡地と2つの学校給食センター跡地を合わせて約7,700平米です。福祉の向上に役立てるべきです。

①現在の到達点とこの間の推移、市の取り組みについて伺います。

4、第7期介護保険事業計画について。

①第6期計画に比べても事業計画が具体性に乏しいと思われます。市の認識と今後の取り組み・課題について伺います。

②保険料値上げ計画のほうはとても具体的です。市民の暮らしの実態から見ても値上げすべきではないし、また値上げは避けられると考えますが、市の見解を伺います。

以上です。

再質問については、大項目の1、3、2、4の順に行います。再質問は自席で行います。よろしく申し上げます。

〔2番 尾崎利一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、桜が丘市民広場の夜間照明に関する調査と検討状況についてであります。桜が丘市民広場の夜間照明の整備につきましては、暗い中でも安全に利用できるようJ I S規格における必要な照度を確保するための環境整備が必要であると考えております。現在、老朽化したスポーツ施設の整備を優先しておりますので、夜間照明の設置についての具体的な検討はしていません。

次に、桜が丘市民広場の防球ネットに関する現状認識等についてであります。桜が丘市民広場はサッカー、野球、ゲートボール、ターゲットバードゴルフなど、さまざまな競技団体が練習や大会の会場として利用して

いただいております。北側の防球ネットにつきましては、東側の学校給食センターに近い部分の一部が、他の高さより低くなっていることは認識しております。今後の対応についてであります。防球ネットの高さに配慮した利用を徹底していただくよう、指定管理者と協議し、利用団体に周知してまいりたいと考えております。

次に、桜が丘市民広場のバリアフリー化工事の概要と利用団体からの要望等についてであります。桜が丘市民広場は、昭和62年に開場し、30年以上が経過しており、トイレ、管理棟、倉庫の老朽化が進んでおります。そのため、これまでも利用団体や利用者からトイレの改善について要望をいただいております。今回行う工事の概要については、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新たに誰でもトイレと洋式トイレを設置し、管理棟や倉庫に段差解消のためのスロープを設置することなどを考えております。なお、利用団体からの要望と問題点につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、国民健康保険事業特別会計の現状と展望、市の取り組みについてであります。国民健康保険につきましては、被保険者数が減少傾向にある中で、1人当たりの医療費は増加していることから、財政的に厳しい状況であることが現状であります。平成30年度から始まります国民健康保険の広域化により、制度自体が大きく変わることとなりますので、広域化の趣旨にのっとり、国民健康保険制度の財政基盤の安定化に向けて、東京都とともに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険加入世帯の暮らしの実態等についてであります。国の経済状況としましては、緩やかな景気回復の傾向にありますが、国民健康保険の被保険者は年金受給者や社会保険適用外の被用者の割合が増加していることから、実感にくい方もいると思われれます。市では、所得の少ない方への配慮した国民健康保険税の応能応益の割合を堅持していることから、加入世帯に応じた御負担をいただいているものと認識しております。

次に、国民健康保険税の改定に関する手続についてであります。国民健康保険の広域化に伴う国民健康保険税につきましては、東大和市国民健康保険運営協議会に診療報酬改定を反映した平成30年度の税率等を諮問し、平成30年1月29日に諮問の内容を承認していただく答申を受けたところであります。この答申の結果につきましては、速やかに市民の皆様にお伝えするため、2月15日号の市報や市のホームページに掲載するとともに、2月16、17日の両日に市民説明会を開催いたしました。

次に、国有地・都有地及び市有地の活用の検討の取り組みについてであります。国有地の参議院宿舍跡地につきましては、国の介護施設整備に係る国有地のさらなる活用の対応としまして、介護施設整備の必要性を考慮し、引き続き検討を行っているところであります。また、桜が丘3丁目の国有地につきましては、平成32年度の取得に向けて、今後、利用計画を策定することになりますが、具体的な検討につきましては未着手であります。

次に、都有地についてであります。都営住宅、都営東京街道団地につきましては、平成29年7月、都市計画変更等を実施しました。今後、公園や運動施設などについて具体的な協議を進めていくところであります。また、都営向原団地の創出用地につきましては、東京都から北側の地区に特別支援学校の設置が提案されており、協議を行っているところであります。現時点では特別支援学校の建設について了承はしておりません。そのような状況の中で、東京都におきましては特別支援学校建設に係る基本計画作成業務が実施されることになり、学校施設の整備に対して市として要望等がある場合は事前の申し出が必要であるとの説明がありました。そのため、市におきましては特別支援学校の整備を了承した場合の要望事項について、仮要望事項として整え、平成29年12月22日に東京都に提出しました。

次に、市有地についてであります。みのり福祉園跡地の利用につきましては、子育て支援を行う施設に活用することについて、引き続き検討を行っております。また、第一学校給食センター、第二学校給食センター跡地につきましては、行政財産としての利用、貸し付け、売却等を含め、引き続き検討を行っております。

次に、第7期介護保険事業計画の内容及び今後の取り組みや課題についてであります。本計画は第6期で進めてまいりました地域包括ケアシステムの取り組みをさらに進化させ、第7期の基本理念でもあります支え合う地域の中で、高齢者の方の意思が尊重され、健康で生きがいを持って暮らせるまちを目指した計画として策定するものであります。今後の取り組みとしましては、重点プランに掲げました認知症施設の推進や介護予防の推進等を中心に、さまざまな施策の展開を図ってまいりたいと考えております。また、課題としましては、団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となります平成37年の高齢化社会を念頭に、健康づくりや介護予防をさらに推進していく必要があると考えております。

次に、第7期における介護保険料についてであります。保険料基準額の算定に当たりましては、平成30年度から平成32年度までの3年間における高齢者人口や要介護認定者の増加率並びに給付費の伸び率などを勘案し、介護保険サービス全体の給付費に基づきまして、適切に算出しているところであります。また、算出に当たりましては、介護報酬の改定率や介護福祉士等の処遇改善などを反映するとともに、介護保険料の負担を可能な限り抑制するため、介護給付費等準備基金を最大限取り崩し、第1号被保険者の負担軽減を図っております。なお、市における保険料基準額は、多摩26市の状況といたしましても、最終確定前の段階であります。第6期と同様に低い状況になると見込んでおります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、利用団体からの要望と問題点につきまして御説明いたします。

桜が丘市民広場のバリアフリー化工事につきましては、東大和市体育協会に加盟する団体や利用者からの御意見、御要望をできるだけ反映して設計委託を行っているところであります。具体的な要望としましては、女子の洋式トイレの個数をふやしてほしいことや、トイレ内で着がえができるようフィッティングボードを設置してほしいこと、また工事期間中もグラウンドを使えるようにしてほしいなどがあり、それらに応えるよう進めております。

問題点としましては、現在の駐車場の一部を工事に使うため、駐車台数が減少すること、また工事期間中における管理人の対応と倉庫ができるまでの備品の置き場所の確保などがあると認識しております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時36分 休憩

午後 3時46分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） それでは、再質問を行います。

1のところ、桜が丘市民広場の整備についてですけれども、夜間照明の設置について具体的な検討はしていないという御答弁ですが、前の議会では3,000万円ほどで照明の整備が可能だという見積もりがあることも示して、その場合は市の負担なしで整備できると提案したわけです。そもそもの答弁は、お金がかかるから困難

ということでした。お金がかからない可能性があるわけですから、検討するのは当然だと私は思います。実際、前の議会の答弁でも、見積もり内容について調査確認をする必要があるということでした。この点で、その後どうされたのか伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 夜間照明の設置についての検討でございますけども、市内の体育施設につきましては、市長答弁でもお答えしましたとおり、老朽化した施設の整備を優先してございます。そこで、お金のかからない方法としまして補助金の活用が有効であることは間違いありませんけども、オリパラの補助金を活用して改修したい施設というのがまだほかに幾つもございます。また、t o t oくじ、これはスポーツ振興くじの助成金であります。そちら、今年度、採択をさせていただきましたけども、そちらの補助金についても、今後、採択されるということは難しいと伺っております。オリパラの補助金もいつまで続くかわかりませんし、急いで改修しなければならない施設がほかにありますので、補助金の活用につきましては、優先度の高い改修工事で検討したいと考えているところでございます。そういう意味で、現在、夜間照明の設置に向けた検討をすることは考えていないというふうに申し上げます。

前議会のときに御提案いただきました見積もり内容につきましては、先月、見積もりを作成されました業者の方が来られまして、内容の説明を受けたところでございます。見積もり等の資料につきましては、今後、夜間照明を検討しなければならない状況になったとき、ちょっといつかはお話できない部分でございますが、その際の参考にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 見積もりの業者と話を聞いたということですが、そこで大体、この間、御指摘のあった問題点については解消できたのか、今後また確認すべき点などがあったのか、そこら辺について伺います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） その見積もりの内容についての御質問をいただきました。先月、業者の方からのお話を伺いまして、こちらから確認しなきゃいけない事項につきましては、確認できた部分と、またさらにお聞きしなければならないことがございましたので、そのことについてはまた改めて伺うということになってございます。

以上です。

○社会教育部長（小俣 学君） 見積もりの内容については、御説明を受けて、基本的には内容については理解したといいますか、その内容については理解させていただいたというところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 前議会で言われた調査を始めて、今後もう少し聞き取りを行うということで調査検討を予定しているということは重要だと思います。まあ、ほかにも補助を充てる事業、たくさんあるんだというお話ですけども、そういうことも含めて安全性や費用面、近隣との関係ですね、そういうこともきちんと検討して実施に結実することを期待しています。

一般的に、ほかにもやることたくさんあるんだって言われても、この場でわかりませんので、そこら辺、総合的に検討して、可能であればもちろんやるということをお願いしたいと思います。それは、この調査検討によって、この間は照明の耐荷重、ポールの耐荷重がどうなのかとかいうこともありましたし、今後については外部への影響とかランニングコスト等について聞かれてるというようなことも聞いていますので、きちっとした調査をして実現可能性、探っていただきたいというふうに思います。

②のほうへ移ります。

御答弁で防球ネットの高さに配慮した利用をお願いするというのは、よくわからないんですけども、具体的にはどのようなことを指しているのか伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 防球ネットの高さに配慮した利用ということでございますけども、今回、桜が丘市民広場からサッカーボールが防球ネットを飛び越えたことを踏まえまして、その後、指定管理者と協議をいたしました。まずは防球ネットの高さが低い部分があるということを改めて利用者に周知をし、北側の防球フェンスに注意喚起のための看板を設置し、注意を呼びかけていこうということにいたしました。この対応につきましても、給食センターができたときにも、注意喚起の看板を設置いたしまして、その後、効果が見られましたので、今回も同様の対応をするということでございます。また、北側フェンスの外側、桜街道側ですね、そちらにも同様の看板をつけることにしまして、車だけでなく歩道を歩く方にも注意を呼びかけてまいりたいと考えております。その看板につきましても、きのう設置する予定というふうに報告は受けておりますので、今後様子を見てまいりたいと考えております。

○2番（尾崎利一君） ことしに入って1月13日にサッカーボールが防球ネットを越えた事例について、私も伺ってますけれども、シュートをしたときに、ディフェンダーの出した足に当たって上に跳ね上がったというふうに聞いています。誰もわざとボールを蹴り出すというわけではないと思うんですね。それで、給食センターを建てたことで、競技エリアを桜街道側ぎりぎりまで寄せざるを得なかったということも原因の1つだと思いますので、やはりネットのかさ上げなどの対応が必要なんではないかと思っておりますけれども、この点、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） ボールが飛び出さないための対策についてでありますけども、私も利用者の方が無理に外に出してると思っております。学校給食センターができたときにも、新しい建物にボールがぶつかるということがしばしばありました。新しい建物ですから、ボールの跡がついて汚れちゃうとか、窓が割れるんじゃないとか、いろいろ心配をしたりとかございました。その後、防球ネットに注意喚起の看板を設置する対応をいたしました。その後、指定管理者からは、現在はほとんどそういうことはないというふうに確認をしております。ネットの高さを全て12メートルですね、12メートルのところまで全部そろえたとしても、飛び出ないという保障はございませんが、現状では指定管理者が北側フェンスにも注意喚起の看板を設置することで対応しますので、利用者の皆様にも気をつけていただきながら様子を見ていきたいと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私は①で要求した照明設置とあわせて、全てのポールを12メートルに合わせて対策してはどうかというふうに考えてるわけですが、ただ、いずれにしても桜街道側が低くなっていて、そこからボールが出るという、ボールが当たって、それで車がへこむとかということもあるわけですが、突然ボールが上から降ってくるので、驚いて交通事故になるという可能性もあるわけで、こういうことがあってはならないというふうに思うわけです。少なくとも、当面は桜街道側の高いポールから給食センター側の低いポールに簡易にでもネットを張るとか、そういう反対側がちょうど野球、ソフトボールの球が出ないようにちょっとネット張ってると思いますが、あんなような形も含めた対応をとってはどうかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 新たに議員のほうから御提案いただいているわけですが、北側の低い部分につきましては、実際にはかったわけではありませんが、50メートルぐらいはあるかなと思っており

ます。高い部分ですね、12メートルの部分、そちらと同じ高さのポールを新たに立てないままで、防球ネットを張るといことになりますと、強度の面でどうなのかなということや、重さに耐えられるのかなということも思いますし、防球ネットとはいえ風の影響を受けたり、雨が降ればさらに重くなったりするわけでございますので、とても心配な状況でございます。そのため、現在のポールを利用して防球ネットを張るといことについては難しいと考えているところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 新たな提案ということで、この場で難しいと言わずに、ちょっと御検討いただきたいと思います。要するに、ポールを新たに立てたりすれば金もかかるけれども、斜めに、高いところから低いところに三角状に斜めにはわせるということとは不可能で、もちろん不可能ではないわけですが、一定のポールのかさ上げをせずにできる対応としてはあり得ることだと思いますので、これは検討を求めておきます。

それから、③のほうですけれども、バリアフリー化工事のほうですが、さまざまな提案を取り入れてよいものにしようという取り組みをしているということで、大切だと思います。倉庫部分についても、使い勝手がいいように提案がされているというふう聞いてはいますが、この点についてはどのように考えているのか伺います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 桜が丘市民広場のバリアフリー化工事に伴う倉庫の設置についてであります。工事的设计委託を進めるに当たりまして、これまで利用者団体からの御意見をできる限り取り入れながら進めております。新しくつくる倉庫につきましては、出入り口の段差を解消するためのスロープを設置してほしいという要望がありましたので、この要望に応えられるような内容になっております。利用者の皆様にとって、少しでも使いやすい倉庫となるように進めております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） それから、工事中の問題についても御答弁ありましたけれども、工事は何月から何月まででしょうか。それから、その困難だという具体的な状況についてちょっと教えていただきたいと思います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 工事のまず期間についてでございますが、新年度早々に準備を始めまして、早い時期、6月以降にはできれば契約から工事着手に入ればと思っております。完成のほうは、秋ぐらいには完成できるというふうに予定をしたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 工事期間中の問題点についてであります。桜が丘市民広場につきましては、利用者の皆様から御要望がえられるよう、工事期間中も利用ができるよう検討しております。また、工事期間中は現場事務所を配置したり、作業車両が入る関係で駐車場の面積が減ることと、そのグラウンドに入ってくる出入り口が給食センター側の東側だけになるということで、利用時間の切りかえのときには、車の出入りで混雑が予想されますので、こちらについては利用者の皆様に事前に御協力いただけるよう、お願いしてまいりたいと考えております。

あとは現在常駐している管理人の方の居場所というんでしょうか、常駐場所がなくなる関係で、こちらについては今後、指定管理者のほうと対応について調整をしてまいりたいと考えております。どちらかという、巡回型の対応になっていくのかなというふうには思っておりますが、今後、調整をして進めてまいります。

このほかにも、さまざまな問題ありますけれども、開設して30年ぶりという工事でございますので、東京都や関係機関等と十分な調整をしまして、利用者の皆様に喜んでいただけるような施設となるよう努めてまいります。

以上です。

○2番(尾崎利一君) ぜひ、御努力いただきたいと思います。

それで、先ほどの教育長答弁の中で、倉庫ができるまでの備品の置き場の確保というのが、工事期間中の問題として出されてるんですけども、この点はどういうことでしょうか。

○社会教育部長(小俣 学君) 今現状、グラウンドの南側に倉庫がございます。あの中にいろんなものが入っております。市の備品や利用団体の方のものも入ってたりしております。その場所も全部更地といいますか、そこなくすわけですから、そこにあるものをどこで保管するかということが喫緊の課題となっております。指定管理者とも打ち合わせをしながら、保管場所を決めていったり、利用団体の方とも調整をして、一時期、引き上げていただくとか、いろんなことを調整しながら、今ある、今倉庫の中に入ってるものの置き場所については検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○2番(尾崎利一君) この倉庫の件については、以前、自治会の方々が防災倉庫を公園に置きたいということがあったときに、置けないと、法的に置けないということで困ったということがありまして、東京都にもいろいろ交渉した結果、人が入れないようなものであれば建物とみなさないの、つくってもいいですよというようなことで、高さ1.4メートルぐらいのものであれば、まあいいですよということになって、その後、結局、東京都のほう、国が変えたのかわかりませんが、これだけ防災が重視されてるときに、そういう危険もいかなものかということで、基本的に防災倉庫、公園に建てられるように、その後なりましたけれども、いろんな工夫があると思いますので、ぜひ利用者の立場に立って御努力いただきたいと思います。

次に、3番の国有地、都有地等の利用の問題に移ります。

まず、警視庁用地について伺います。

2020年度中の取得に向けて、市が早期に利用計画を策定するという事になってはいますが、この土地を市が取得する場合の価格についてどのように考えているのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) 市が取得をする土地の価格でございますが、この土地の価格を設定する手続きにつきましては、東大和市公有財産規則により行うことになります。この規則では、財産の取得に係る予定価格は適正な時価により評定した額をもって決めなければならないとあります。その予定価格の決定に際しましては、東大和市財産価格審議会の議を経ることになります。このことから、現時点では取得する場合の価格について、具体的な金額を現時点では持ち合わせはありません。

以上です。

○2番(尾崎利一君) 適正な時価によりということでした。ただ、国有地の取得の——自治体が取得するという場合に、例えばごみ焼却施設用地の場合は譲与、つまりただでもらえとか、学校の場合は半額とかいった減額免除措置というのがあると思いますけれども、この土地については、この対象にならないということなんでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) 国の法令等を確認いたしました。今御例示いただきました、例えばごみの処理施設につきましては、国有財産法におきまして無償貸し付けの対象施設として定められています。また、学校教育法第1条に規定します学校の施設としましては、国有財産特別措置法において減額譲渡や貸し付けについての定めが見られます。一般論となりますが、国有地の利用目的として市が策定いたします利用計画におきまして、国有財産特別措置法に減額譲渡をすることができると定められた用途など、優遇と思われ

る施設を掲げた場合には、その適用につきまして最終判断は国において決定されるものであると考えております。

以上です。

○2番(尾崎利一君) それでは、この土地については、そういった減額免除措置の対象になり得ると、市としては考えてるということよろしいですか。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) 私どもとしては、法令を拝見いたしまして、そのように考えているところでございます。

以上です。

○2番(尾崎利一君) 私、先日、理財局と会って話をしてきました。それで、理財局というのは、非常に今話題のところで、ここほど疑ってかからなくちゃいけないというところはないというところですけども、この理財局はどう言ってるかという、この土地は公務員宿舎を建設するという計画があった土地で、それが中止になった土地だと。そうした土地については、これは通達があって、こうした減額や免除、つまり優遇措置の対象から除外されてるというふうに理財局は説明しました。市は、こういう認識はないのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) ただいまの御指摘でございますが、私どもは国有地、今現在は警視庁が管理をしている土地でございますが、通常、普通財産として引き継ぎがされた後、その取得等に係る手続きにつきましては、先ほど申し上げた国有財産法、あるいは国有財産特別措置法に基づきまして、取り扱いがされる普通財産として認識をいたしているところでございます。

以上であります。

○2番(尾崎利一君) 市としては、優遇措置が適用されないという認識については持っていないということだと思います。

それで、まだ国といろいろやりとりをされてないんじゃないかなって、今の御答弁を聞きながら思うわけですけども、私が聞いてきたところではそう言ってるんですね。いろいろ国有財産法とか、いろいろ私もこの間、勉強しましたけれども、恐ろしい分野で、通達でがんじがらめにして、法とまるっきり違う運用になっているというような状況がかなりあるんですね、この国有財産の分野というのは。それで、理財局はそのように、先ほど言ったように対象にならないというふうに言ったんです。

私は、そもそもこの土地、まだ警視庁の所管の行政財産になっていて、財務省が管理する普通財産にもまだなっていない、この3月で移行するって聞いてますけれども、そういう財産について公務員宿舎計画を国が勝手にそういう計画を立てて、そういう計画を中止した土地で、通達に基づいて、そういう優遇措置の対象から外すという主張というのは、極めて理不尽な主張だというふうに思います。

それから、この土地はそもそも米軍基地の跡地だった土地ですから、大口返還財産として、大きなやはり優遇措置がそもそもあった土地です。ただ、この点についても、国は1981年ですか、有償3分割ということで、もう大口返還財産としての処理は終わってると。だから、現在については大口返還財産としての優遇措置はないんだというふうに言っているわけですね。これは米軍大和基地によって、市の発展が長年にわたって阻害されてきたという歴史的事実をないがしろにするもので、40年近くにわたって利用もせず放置してきた国が言える筋合いのものではないというふうに私は考えてるわけです。

その理財局とやりとりしたときに、今、理財局に意見を言って、ちょっと理財局からの回答を待ってるところですけども、立川市は米軍立川基地跡地の留保地、15ヘクタールに、基地跡地でない15ヘクタールもくっ

つけて、30ヘクタール全体について大口返還財産の留保地並みの優遇措置を適用させるということで取り組みました。この点で、この件について、じゃどう考えるんだということでも理財局にも言って、今回答を待ってる場所ですけども、この土地を東大和市としてどう活用できるのかという点で、どれぐらいの価格で取得できるかというのは極めて重要な問題ですし、米軍基地だったという歴史をきちっと尊重させて、そういうしかるべく対応させるということが、すごく求められてるというのを感じているところです。

この土地については、当時の尾崎清太郎市長が先頭に立って、議会も市民も立場を越えて返還を求めてきたという土地でもありますし、ぜひこの土地を市民のために活用すると、有利に活用するというので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

市長、この点、いかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 今おっしゃられました理財局の通達につきましては、確認はさせていただきますと思っております。

また、今後の国有地につきましては、市内に所在するまとまった貴重な土地ということで、市のほうとしても認識をしてるところでございます。このようなことから、これまでも国には市の事情はお伝えしてるところでございます。また、今後も国には市の立場をきちんとお伝えしながら、市民の皆様のために有効活用ができるように、法令との規定もありますので、そういう規定を踏まえながら、国とも十分連携しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ぜひ、よろしくお願いします。

とにかく、国がそういうことを言ってるわけですから、早くからやっぱり接触を持って、意見交換もするし、言うべきことも言うということをやっていないと、ぎりぎりになって、こんな金がかかるんじゃないかというところにもなりかねないので、しっかりお願いしたいと思います。

それから、次に向原団地の空き地への特別支援学校整備についてですけども、これ周辺住民の方々の意見も聞きながら早急に進めるよう求めます。前も言いましたけども、都の教育庁からの話でも、決まってからでも7年ぐらい開設にかかるというようなお話も伺いました。意思決定がおくれると、ずっと先になってしまうわけですね。雨水貯留施設の設置や体育館、グラウンドの開放、温水プールの開放なども含めて、市にとってのメリットも少なくないのではないかというふうに考えるわけですね。いかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） これまでの東京都との協議におきまして申し上げますが、都営向原団地の創出用地の利活用につきましては、北側の地区と南側の地区を一体のものとして協議を行うことが必要であると認識しております。都営向原団地創出用地は、これまで良質な住宅地としての計画があったわけですから、戸建て住宅に限らず良質な住宅を確保する方法も、さらに模索する必要があると考えております。さまざまな影響や可能性を考慮いたしまして、市としましては北側の地区と南側の地区の利活用を一体で、しかも将来のまちづくりや市民や周辺住民の皆様のメリットを考え、市民の皆様にとりまして最適な土地利用となりますよう、東京都との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 特別支援学校の整備に当たって、仮要望ということで、12月22日に出したということで、1週間後ぐらいに議員にも情報提供ありましたけれども、かなりの要望をざあ一つと、こう出されたら。私は出すものはどんどん出したほうがいいのかというふうには思ってるわけですけども、この点で仮要望や整備される

というときに要望をいろいろ出すということは大切なことですが、同時に整備された後でもいろんな活用を担保するということが大事だと思うんですね。

それで、この議会で10年前に立川市の事例を、私、紹介したんですけれども、立川市では国の4つの機関を受け入れたけれども、国の機関を受け入れても税収も上がらないし、市のメリットはないということで、市民への開放など地元貢献してほしいということから、各機関を受け入れる際に、その機関との間で必ず協定や覚書きのようなものを交わしていると。例えば自治大学のグラウンドやテニスコートの開放なんかについても、この協定を足がかりにして、毎週、土曜ないし日曜にグラウンド開放、もしくはテニスコートを開放させるというようなこともやってきてるわけです。ですから、事前の要望だけでなく、受け入れる際には、こうした基本協定のようなものを結んだり、覚書きのようなものを結んで、地元貢献をきちっとそこに明記するという取り組みも、ぜひ進めていただきたいと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいま東京都とは学校の受け入れの了解もまだしていないところであります。その受け入れの可否につきましての調整をしているところであります。その了解した場合を想定した仮要望となっておりますが、仮に特別支援学校が整備された場合は、具体的に開設された学校との協定など、例えば今回、仮要望にも含んでおりますが、福祉避難所、2次避難所としての福祉避難所の開設等に向けた学校との協定など、十分考えられるところでありますので、開設後につきましても必要な連携等は図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 開設の時点で想定できなかったことが後から出てくるということも考えられますので、基本的な協定を結んでおいて、それを足がかりにして、新たな要望が出てきたときにも、その協定を足がかりに、それを要求していくという点からいっても、私はこういう立川市がとったような手法というのは、大事なんではないかなというふうに思っています。

それから、これは保育園用地として東京都が新たに4カ所を示したということで、最初に言いましたけれども、東京都の都市整備局と福祉保健局に話を聞いてきました。改めて保育園への活用が可能として示された4カ所の土地については、障害者施設や高齢介護施設でも可能だということでした。打ち出しとしては、保育ということになってるけれども、ほかの福祉インフラも可能なんだということでした。積極的な活用を、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 東京都が公表しております4カ所の所有地につきましては、それぞれの用途や建築上の条件を踏まえまして、調査研究が必要であると考えます。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 多分これ前にも出された土地と、4カ所全部、かぶってるんじゃないかと思います。前回はいろいろ聞いたけど、余りなかったということで、そのまま利用しないよということで回答された土地んじゃないかと思いますが、ぜひ、一つ一つ検討していただいて、利用可能なものについては活用すると。もちろんこれは市がということよりも、社会福祉法人等が活用するということになるとは思いますけれども、ぜひ御検討いただきたいと思いますというふうに思います。

以上で、国有地・所有地等の活用については終わります。

2番目、国民健康保険の問題について伺います。

4月からの新制度ということで、市民説明会、2回ですかね、行われて、私も参加をしました。課長は、こ

の国民健康保険制度について、国民皆保険制度の最後のとりでというふうに冒頭で説明されたわけですが、これはどういうことを指しているのか伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 日本の医療保険制度では、国民皆保険といたしまして、全ての国民がいずれかの公的医療保険に加入することとなっております。公的医療保険の1つであります国民健康保険は、他の医療保険に加入されない全ての住民を被保険者としておりますので、こうした趣旨から国民皆保険の最後のとりでと説明させていただきました。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 被用者保険があつて、そこに入れない人たちが国民健康保険に入ることだと思ふんですけども、国民皆保険制度の最後のとりでということであれば、やはりお金がないから医療を受けられないなどということがあつてはならないんだ、どんなに貧しくても、社会的にどんなに弱い立場にあつたつて、公的医療保険に基づいて必要な医療が受けられるようにするために、国民健康保険制度があるというふうに私は理解しましたが、こういうことでよろしいでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 御指摘のとおり、被用者保険等に加入されない方が、国民健康保険の加入者となります。そういう意味では、最後のとりでと申しますか、この国民皆保険の土台ということで、国民健康保険制度でございます。さまざまな課題等は、この国民健康保険制度にはらんではおるところではございますが、その課題解消に向けて、今回、広域化に取り組んでまいりますので、そのように御理解いただければと思います。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今回の6年連続の値上げで、保険税を1.4倍にするという大負担増は、私は国民皆保険制度の最後のとりでを壊すことになるのではないかとこのように思います。説明会の資料、その市民説明会の資料で、国保が抱える構造的課題というのが書かれています。ここには、高齢者が多いので医療費がかかる、こう書いてあります。国保の1人当たりの医療費は、健保組合の2.2倍というふうに書いてある。それから、他方、1人当たりの平均所得は、健保組合207万円に対して、国保は86万円、所得が低いということですね。所得が低いのに、1人当たりの所得に占める保険税負担は、健保組合5.7%に対して、国保は9.9%書かれているんです。これ単純に計算すると、1.7倍だということですね。この矛盾を解決するにはどうしたらいいのか、市の見解を伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 公的医療保険は、それぞれの保険制度の中でかかる医療給付費や保険料や使用者負担、公費負担で賄うよう運営されております。加入者の所得、医療給付、年齢構成等、それぞれの保険制度により差があるものと認識しております。国民健康保険の抱える主な構造的な課題につきましては、御指摘の加入者の年齢構成が高く、医療費が高いこと、所得水準が低いこと、1人当たりの所得に占める保険税負担が重いことのほかに、一般会計からの赤字補填の繰り入れが常態化しておりますことが挙げられており、これら構造的課題の解消のために、国による財政支援の拡充とあわせて広域化が行われます。市といたしましては、東京都が策定いたしました国民健康保険運営方針に基づきまして広域化を進めるとともに、医療費の適正化や保健事業の充実等を図ることで、被保険者の負担をできるだけ軽減していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 被保険者の負担をできるだけ軽減するつたつて、1.4倍にするわけですよ。そしたら、その健保組合に対して、現在でも国保は1.7倍、保険税負担があると。所得は207万と86万ですから、2分の1

以下ですよね。この矛盾をもっと激化させることになるじゃないですか、この今やろうとしてることは。全く逆行するというふうに思いますけど、どう考えているんでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 今回の国民健康保険の広域化につきましては、先ほど副参事のほうがいきましたような構造的な課題がありますことから、都道府県単位を財政的な保険者といたしまして、スケールメリットによって1つは運営をしていくと。それと、大量に公費が投入されるということと、そうしたことで、あと保険料負担ですね、適正な保険料負担をしていただくということで、制度自体を円滑に運営していくと、このように考えてございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） いや、だからこういう国民健康保険制度の抱える構造的課題があるんだけど、今やろうとしてるのは、この構造的課題、矛盾をもっと激化させるということでしょうって、私、言ってんですよね。それで、私は例えば市の負担、財政負担があるという問題も含め、言及されましたけれども、その国保会計に占める国の財政負担が、1984年当時は50%だったものが、最近では25%程度にまで低下をしてると。これを少なくとももとに戻していくということ以外に、この矛盾、解決する道はないというふうに考えるわけですけども、この点はどうでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 御指摘の国の財政負担の比率は減少しておりますが、公費負担の実額が減少しているものとは認識してございません。昭和59年以降、後期高齢者医療制度の実施等、大きな制度改革の影響もございまして、昭和59年当時との比率による比較は困難ではありますが、現在も国民健康保険法では国の補助金として療養給付費等負担金が保険給付費等の32%、また国の調整交付金といたしまして9%、都道府県の調整交付金といたしましても9%と、合わせますと保険給付の50%は公費負担というふうに法定上なっております。ただし、広域化実施後も国民健康保険は財政的に厳しい見込みもございまして、市長会から東京都への要望事項として、国の公費負担割合を拡大するようには要望してございます。

一方で、国は広域化を推進するに当たりまして、財政支援を拡充いたしまして、低所得者対策の強化、また保険者努力支援制度の交付金によって得られる保険税の負担抑制を講じまして、国民健康保険の構造的課題の解決を図ろうとしておりますので、市としてもこの方針にのっとりまして、広域化を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時33分 延会